

1. 平成24年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成24年6月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健康福祉部長	布 田 孝 文
農林水産部長	野 田 秀 幸	商工観光部長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には9番 村瀬弥治郎君、10番 古川文雄君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（清水敏夫君） それでは、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。ただいま、議長より許可いただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目の夏の観光シーズン本番を前に、市の体制づくりということで御質問申し上げております。

いよいよ1カ月後に迫りましたおどり期間、多忙を極める商工観光部の体制づくりは大丈夫かというようなところがございますけれども、もう既に、ここ毎週のように商工観光部におかれては、おどり担当の部署においては、各地へのキャンペーンを張っておっていただいています。大変御苦労さなことでございますが、7月から始まり、9月まで足かけ3カ月という長期にわたりまして繰り広げられますこの夏の大イベントでございます。それに加えて、また、各地での夏の夏祭り、また、イベント等が開催され、それぞれの集客施設においても、利用者への対応等で大変な忙しい日々を送られる、そしてまた地域の観光協会等々との協力体制を図られて、準備から、計画から準備まで、また本番というようなことで、大変御苦労さまでございますが、このようなことが全職員

を上げての大変多忙な展開となっておるようでございますけれども、この今、職員が日々、日々と申しますか、年々定数削減ということで進められておる中で、商工観光部におかれましての郡上おどり、また、縁日おどりに対する今年度の担当人員体制はどうかというところをお伺いしたいと思います。

お聞きするところによりますと、おどり期間中においては、それこそ商工観光部は、投光器一つの設置の問題から、本当に露天商、また、保存会、そして地区、いろんな幅広い分野との意見調整、また、いろんな調整を図られるということで、そして、最初から最後まで、11時近くまで毎晩のように御苦勞いただいておりますところでございますけれども、その辺につきましてのお考えをお伺いして、体制がお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君の質問の答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） お答えします。

今シーズンの郡上おどりにつきましては、33夜の開催が予定をされております。その中で、大きな催しもございます。発祥祭とか四つのコンクールとか、あるいは中には花火大会とかおどり納めとか、そういう大きな催しがございます。そういう場合には、商工観光部の職員増員をしまして、それぞれ分担をして対応しております。

それ以外の通常の各庁内での縁日おどりといいますか、そうした催しは19夜ございます。こちらにつきましては、各町内の皆さんがおどり会場の管理者というようなことで、屋形の移動とか、あるいは神事を行われたり、また、交通規制のそうしたトラサく等の設置撤去等のことをされます。こうした縁日おどりのときは、商工観光部の職員につきましては、毎晩2名が交替でおどり当番として出務をさせていただきます。おどり会場の投光器の設置撤去とか、あるいは交通規制の関係とか、あるいは救護対応とか、いろいろな雑務をやらせていただきます。

会場では、およそ午後5時から終わって後始末の午後11時からまで、6時間くらい会場に詰めて、いろいろ務めさせていただいております。

以上です。

（15番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいま、4日間のイベントというようなことも、大きなイベントというようなお話もございましたけれども、ことし、特別に何か、今シーズン中に大きなイベントという特別な事業につきましては、どのような計画があるのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 郡上おどりにおきましては、また、例年どおり城下町花火大会、あ

るいは4回のおどりコンクールがございますが、そのほかにも、ことし八幡観光協会が創立60周年ということで、その記念の催しとして浴衣コレクションというものを7月29日に予定をしております。また、教育委員会のほうが主催、中心になられて、小中学生のおどり発表会というのも8月1日に予定をされているところです。そのほか、9月2日ですが、歌手の水森かおりさんのキャンペーンが予定をされています。これはもう皆さん御存じのとおり、御当地ソングで「ひとり長良川」というCDをこの4月に発売をされましたが、この新曲の中に郡上八幡が歌い込まれているということで、今、地元では各地の団体が寄って、ぜひ応援しましょうということで動いております。そのキャンペーンに、水森さん本人がいらっしゃいますが、9月2日の女性の夕べの新町おどりの晩ですが、来られて、そのおどりの少し前にいろいろなキャンペーンをやっていただくというようなことございまして、こうした機会に多くのツアーのお客さんがいらっしゃることを期待されまし、催しと、その晩の催しとしても大きな盛り上がり进行しているところでございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それはぜひとも9月2日大いににぎわうことを願っておりますし、そして、少しでも多くのCD等を、また、多くの議員さんにも買っていただかなければというふうなことを思っておりますが、市民みんなで協力していくべきかなというふうなことを思っております。

続いてでございますが、ことしの徹夜おどりは4日間が平日ということでもあり、そうしますと、自然と観光客の動向にも影響があるものと考えておりますのと、そして職員の体制も、平日ですと、これは通常の勤務に加えて、このおどり会場、徹夜会場等への当番というようなこともあろうかと、例年ですとありますので、あろうかと思っておりますし、先ほど来の白鳥おどり、また、大和町での夢花火、これも恒例となっておりますけれども、こんなことの大きな行事もその同日に行われるということで、大変職員の方々御苦労なさるのではないかなというふうに思っておりますが、この徹夜おどりに対しての市の体制というものを伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 郡上おどりの徹夜おどり4日間で通常17万人というようなお客様をお迎えするわけですが、特におどり対策本部というようなものを設けまして、各機関、郡上警察署とか、あるいは消防団の八幡方面隊、あるいは交通安全協会の八幡支部などの御協力を得ながら、また、市の市役所の本庁各部の協力を得て、そうした体制をもって4晩を運営しております。

昨年の例で申しますと、職員につきましては、4日間で延べ146人がこのおどり対策本部のほうへ出務をしたということでございまして、外来のお客さんの各種の御案内をしたり、また、突発の事故への対応とか、救護の業務とか、あるいは交通規制の関係、また、シャトルバスを実施しますが、その関係の運営など、いろんな方面で出務をしております。

徹夜の長い時間ですので、前半、後半分けておりまして、前半出務が午後6時から12時までと、後半出務は0時から朝の6時までというようなことで、二つに分けてやっております。ことしも平日のそうした深夜、明け方の勤務ということになりますので、職員の健康管理を考え、翌日は代休の形をとるというようなことを考えております。本年も昨年並みの140人体制で臨まんのかなと思っております。

なお、余談ではございますが、このお盆の期間というのは、市内の各地で、八幡以外でも随分いろんな催しをしております。白鳥おどり、もちろん3日間徹夜おどりをしておりますし、8月14日は大和の夢花火とか、和良のふるさとサマーフェスタ等ございますし、8月11日にはめいほう音楽祭、また、それ以外でも各地域でそれぞれの盆踊りとか、慰霊祭とか、いろいろな催しが催されるところでございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ことしはまた明宝の音楽祭も復活するということで、本当に多くのお客さんがこの郡上を訪れていただくわけですが、そこで、もう大分これは知ってみえる職員も少なくなってきたおるんじゃないかと思えますけれども、1969年、昭和44年に奥美濃大地震が発生しておりますけれども、いつ起こるかわからないような、こういう地震災害に対して、例えば多くの観光客の方が来てみえるときに、もしもそういう地震等発生した場合に、避難誘導等について、これは本来、商工観光といいますか、観光協会等がこれつくることかもしれませんけれども、行政としては放っておけない問題であろうかと思いますが、この不可能な、予測つかない災害に対しての避難誘導のマニュアル、どうも先日、案内をされている方にお聞きしましたら、何も示されておらんよというようなお話も聞いております。この辺についてのマニュアルづくり等はどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 緊急災害時のそうした避難誘導とかのマニュアルというのは、非常に重要だと思います。今はたくさんのツアーがいらっしゃいますし、また、いろんな団体をガイドする機会もふえておりますけど、正直に申しますと、そうしたマニュアルの今まで準備対応をやってきておりません。今回の御指摘を受けまして、ぜひ早急に整備するように検討したいと思います。

なお、観光連盟で予約を受けて、きちんとセットしているそうした外国ツアー等については、その相手の通訳、ガイドさん、添乗員さん等の携帯電話とかでしっかりと連絡がとれますので、そうしたところが使えるかなと思いますが、それ以外の外国人さん等の個人のお客さんについては、これはちょっと連絡等をとる方法がございません。一般市民の方の避難誘導に準じた対応になるのかなと思います。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 今、携帯電話というようなお話もございましたけれども、実際、ああいう災害のときには、携帯電話というのはかなり利用度が、価値が低いというようなお話も先日の昨年の東北大震災のときにも出ておりましたが、携帯電話に頼るだけでなく、本当に生の声を通しての案内も必要でないかなというふうに思っておりますのと、平成17年にもう既に内閣府のほうにおきまして、観光地における先進的な防災対策の設定ということが言われておりまして、ネットで開いてみますと、外国人観光客に対するものもございますし、そして、実際の国内での日本、災害対策というものの、避難誘導というものが随分事細かに示されてもおりますので、早急にこの点についてはマニュアル化をしていただいて、徹底を図っていただきたいと、かように思う次第でございます。

それから、もう一点であります、いよいよこの郡上おどり、白鳥おどりが並行して、また、シーズンが終わりますと、ぎふ清流国体開催へというふうにつながっていくわけですが、さきの新聞報道では、1,300から1,500人ぐらいの宿泊施設が県では不足しておるといような情報も出ておりましたけれども、この郡上市におきまして、これからおどりシーズン中、また、秋の行楽シーズンがある中で、郡上市の予約状況、また、国体の宿泊の状況等も、もしわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 特にこのおどりシーズンの宿泊の予約の状況でございますが、徹夜おどり期間については、6月初め時点ではおよそ50%ぐらいの予約が埋まっているということでございますし、それ以外のおどりの日については、20%くらい。白鳥おどりのほうに関しては、まだまだちょっと予約が非常に少ない状況でございますが、例年、期日が近づいてからの予約というのが非常にふえるということで、大体、徹夜おどり期間につきましては、ほぼいずれの旅館等も満杯状態に埋まるということでございます。

それから、今お尋ねの国体の関係の宿泊でございますが、これも実は、私どもは直接はやっておりませんので、聞き合わせの情報で報告をさせていただきますが、国体関係の宿泊手配につきましては、岐阜県が委託をしておりますぎふ清流国体合同配宿センターがあらかじめ宿を登録した、そうした宿、宿泊施設に対して宿泊の手配をやっております。郡上市では、相撲競技が開催されるわけですが、この役員とか選手団、おおよその人数で申しますと540人と試算されていますが、こうした人数の方が9月29日から10月1日まで3日間お泊りになります。主に白鳥、大和、高鷲地域の15ほどの宿で宿泊をされるということですが、トーナメント競技ですので、敗退したチームは途中からでも帰っていくというようなこともあるようですが、そうしたことも見て、3日間で延べ

1,500人くらいの選手、役員関係の宿泊があると試算がされます。相撲競技につきましては、全員が郡上市内の宿舎で、宿泊施設でお泊りいただけますと。

そのほかに、ツアー、郡上市では、ほかの市の競技です。そちらの受け入れも今、予定をされているところだそうで、この国体期間中、岐阜市の陸上競技、あるいは関市の剣道、ラグビー、ゴルフといった競技、それから山県市のバレーボールの競技、こうした関係の競技の選手、監督等も、主に八幡町を中心とする南部の20のそうした宿泊施設で受け入れをするということでございます。

郡上が29から1日までということですし、他市の競技は10月5日ごろから9日ごろまでということで、ちょっと期間もずれておりますので、宿の御都合がつけば、結構泊まっていただけるかなと思っております。

その他市からの宿泊、ざっとした集計ですが、およそ4,000人近い宿泊が見込まれるということでございます。

なお、そうした選手団等のほかに、全国から応援の方とか、一般の観戦の方も、お客様もいらっしゃいますが、そちらにつきましては、市内の各観光協会でお受けするというようなことで御案内をしております。まだ、ちょっとこの6月上旬の時点では、白鳥、高鷲方面で十数件の電話照会があったというような状況だそうでございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 大いに宿を使っただいて、郡上を少しでも民間への波及効果もあればと思っております。この間の新聞では、美濃加茂市が清流国体への宿泊2,100人を見込んでいるというような記事も載っておりましたけれども、このように郡上のほうへも多くの方が来て泊まっていただけたらというふうに思っております。

そして、おどり期間の宿なんですけれども、先日も京都へ市長さんも同行されましたけれども、そのときもかなりの向こうのお客さんから、郡上、まだ泊まれるんかというようなお話も聞いてまいりましたので、この辺についてのPRも、まだ十分あいておりますよというようなことでもPRしていただきながら、少しでも多くの誘客が図れたら、図っていただけたらというふうに思っております。よろしく、またこの点につきまして、お願いいたしたいと思いますので、市長、ことしのおどりシーズンに向けての市長のお考え、どのように取り組んで、また、そのようにお客さんを接待、おもてなしをするんだというような市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ことしは、去年は大震災の直後ということでございまして、何かこうしたものについては、なかなか気分的にも厳しい状況がございましたけれども、ことしはぜひひとつ回復軌道に乗ればというふうに思っております。

昨日も、郡上おどり保存会の総会がございまして、ことしは特にこうした夏のシーズン以外にも国体の開会式、清流国体、清流大会、両大会の開会式にも郡上おどりの御披露を全国の皆さんに向けてすることができるというようなこともございますので、保存会の皆さん方にも本当に長期間にわたっての健康に留意しながら頑張っていたきたいということをお願いしましたけれども、その他、すべての関連をする皆さん方が連携をしていただいて、ことしは去年をさらに上回るような方々がたくさんおいでになればというふうに思っております。

これとともに、また、白鳥おどりのほうについても、同じように考えておるところでございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 郡上おどりって不思議なもので、いろんなサークルが他の地域にあって、そこでの横の連絡が本当に密にされておって、おもわんところへそろえてきて、一緒に盛り上げていただくというようなことは、本当によくあるわけなんですけれども、その方々へも一つには感謝の意もあらわす必要もあるんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、市民の安心安全確保に向けての道路の管理ということで質問を出しております。

1点目の子どもたちの通学路の点検と改良ということにつきましては、15日の質問の中にもございましたので、簡単にさせていただきますが、この前も点検をしたと、学校、また教育委員会をして、警察、公安等々で点検をしておるというようなことでございますが、実際に通学時間での点検がなされておるのか。といいますのは、集団登校をするときに、その1人の子どもさんにしろ、そこまで迎えに行くなりして、集団での並んで登校のところへ来るまでの危険性、そういうところが割と見落とされておるのではないかなというようにことを思っておるわけなんですけれども、通学指定の通学路へ行くまでの危険な箇所、そして、その通学時間における、常に違法駐車といいますか、車がとまっとなることによって子どもたちが外へ出て、歩かないかんというようなことで、いろいろな状況が出てくるわけなんですけれども、これは通常化しておるようなところだと、これ解消してやる、そして安全な通学路を設定してやるというのも一つの義務でないかなということを思うんですが、その点につきまして、教育委員会としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、特にふだんの子どもたちが通学をする際の安全の点検といいますか、そういったことについてお答えをしたいと思いますけれども、これは継続的に行っているということではなくて、具体的に申し上げますと、例えば、春と秋の交通安全の週間のときに一斉点検というような形で職員が登下校の際に同行しながら、通学の状況を確認するということがござい

ますし、また、それ以外に、特に月に1度、あるいは月に2度というように、それぞれの学校で通学も含めた健康安全にかかわる計画をつくっておりますので、その計画に基づいて一斉登下校の際に、一緒に歩きながら、安全の点検をするといったことが、通常の通学状況のときの点検ということになっております。

もちろん、そのほかに、例えば道路工事の通知があった場合ですとか、あるいは豪雨、あるいは暴風雨、そういった臨時的にやらなければならないといったことがあります。そういった場合には、計画になくても、その都度その都度、職員が子どもたちとともに歩きながら、安全の点検をするという、そういう点検状況を現在のところは続けております。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 各地域においては、いろんな要望の、要望といいますか、各町内から、今、10月ごろまでに市役所のほうへ出すような地域でのいろいろな要望事項の中にも、こういうような子どもたちの安全というようなことも出てくるかと思っておりますので、その点もよく見ていただきながら、より安全、交通安全対策をとっていただきたいというふうに思っております。

それから、その次の路面の段差やくぼみの改良ということですが、まず最初に、今、八幡町内におきましては、カラー舗装が多分に使われておりますけれども、どうも、これ自分が感じるだけかもしれませんが、何かカラー舗装というのは、耐久性が低いのではないかというふうに思っております。よく普通の舗装のところではそんな小石が飛ぶというような苦情は出ないわけなんです。カラー舗装のところに限って小石が飛ぶようなところ、これも一つにはまちづくりという観点の、景観整備というようなことから行われておる、そして、かなりの経費もかけられておるということはよくわかるんですけれども、通行量の多いところをして、交差点等で、よく穴のあいたようなくぼみのあるようなところがあるんですが、これから夜間、郡上おどりが始まりますと、歩行者、道いっぱいになって歩くことがあります。その辺での安全性も多分にあると思いますが、このカラー舗装っていうものは、実際には耐久度はどうなの、普通の舗装と比べてどうなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） カラー舗装の件でございますけれども、耐久性については黒と同等というふうに考えております。ただ、その小石が飛ぶといったようなところの原因の推測ですが、冬場に雪が圧雪されて、凍ってまったときに、つるでおこされたりとか、重機で突かれるときに、どうしてもしみた中に骨材も一緒に剥離すると。そうしたところが口元になって、ぽろぽろといくというのが現状でないかなというふうに思っております。

それで、今、議員言われますように、確かにカラー舗装は黒と比べまして、単価的にも4倍ぐら

いしまして、非常に高価なものでございますけれども、その維持的なところから見ますと、少量のカラー舗装の合材ですと、舗装のプラントで1度かまを全部洗ってまって、きれいにせな練れんということで、非常に割高になりますし、そういった場合、補修しようと思っても、とりあえずある程度まとまらんと、黒で押さえとかんならんということで、景観も余りよろしくないんですけれども、そういった面から見ると、カラーは維持管理においても割高になりますので、必要最小限の景観を考える中でやっていきたいというふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 先ほども言いましたように、これからおどり期間に入りますと、夜間の歩行、通行というものはかなり出てきますので、そのくぼみに落ち込むといえますか、はまって、またげたのです、またけがでもされると、いろいろなことが問題発生するかと思います。どうか、おどり前には、ひとつ1度点検をしていただきたいと、かように思っておりますので、お願いをいたします。

それから、時間が押してきとるんですが、有穂中坪線、この前の3月の質問のときには、多くの方がやられたわけなんですけれども、有穂中坪線につきましても、実際、これ市長さんも選挙期間には当然ここへ行かれて、狭隘な道路ということは十分に御承知いただいておりますのでございますが、口明方小学校付近、そのちょうど小学校の校庭の間だけは歩道があるわけなんですけれども、その前後はまるっきりないと。そして、先ほど除雪、冬季の除雪なんかで、また、雪がふちへ寄せられると、子どもたちはそのまた真ん中を歩かんらん。しかも、あそこは割と工場等が、会社等がありまして、交通量も多いというところでございますので、土地の、用地の確保も済んでおるところもありますが、その点について管理者であります県の考え、また、それに対する市の対応はどのように考えておみえになるのかお伺いしたい。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 有穂中坪線でございますけれども、県は県管理の国道、県道で27路線の393キロを管理しとっていただくわけなんですけれども、県の意向としましては、財政も大変厳しいという中で、すべての箇所が実施できとらん、おくれとるというのが現状なんですけれども、今後においては、重要性とか必要性を考える中で、順次進めていきたいというふうに聞いております。

ただ、議員言われます口明方小学校前の部分改良してありますけれども、あそこについては僕の記憶では、平成元年に、せめて学校の前だけでもやってくださいというようなことでやってもらった経緯で、あそこだけは正規な幅員になっておりますけれども、これで、今、中坪のほうを考えますと、改良してあるところもあればないところもあると。特に、田尻から鶴佐橋間、それから太田内から高雄神社、それから立光橋から上ということが未改良区間になっておりますけれども、それ

で市としましては、6月の4日、7日と管内視察も実施しておりまして、全路線通っておりますけれども、このときでも、市としては129カ所、郡上市として道路関係の要望書をだしとる、要望しとるわけですが、市としましては、特に生活道路で狭いところについては、今、早急な改良計画が入らないということであれば、待避所とか部分的な拡幅とかいったようなことで、少しでも利用しやすいようにお願いするということを要望していておりますし、ことしも少しですが、待避所をやっただくように聞いておりますので、よろしくお願いします。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 時間ありませんので、3点目に移りますが、とにかく有穂中坪線、よろしくお願いします。

災害時における外国人居住者への対応ということで、質問させていただいておりますが、先ほど申しましたように、災害時における避難誘導につきまして、実は、市内在住の女性なんですけれども、これ中国の方ですが、先日ちょっと南京の話をしておりましたら、テレビからの情報が、いろんな面でわかりにくいと、言葉が。それで、実際、南京で何か問題があったんかというような発言の中で、河村市長のいろんな話をしたら、本当に情報の収集というものがなかなかしづらいというお話がございました。それで、緊急時において、何といいますか、在住してみえる多くの外国からの人に、どのような情報伝達、本当に生の声で提供がしていただければ、一番いいんですが、その辺についてはどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、外国人の方への正確な情報というようなことでございますが、迅速に正確にお伝えすることは大事ではないかなというふうに思っています。

それで、今の市のほうでは、防災行政無線でいろいろ第1段階の自動放送をかけていますが、非常に聞きづらいということが、アクセントの違いとかございます。ですが、しかし、非常時に第一報として、今、非常時だということをお知らせすることも、この自動放送において効果的なものではないかなと思っております。

それで、外国人の方には、特に必要に応じながら、市民の方にも生の声で、それ以降の、第一報以降のことにおいて、防災行政無線使いながら、生の声で伝えていくように、今してございます。

特に外国人の方には、わかりやすいような日本語を使いながら、行っていきたいということです。日本人においても、同じように、今、行政用語とかいろいろございますが、わかりやすいことの言葉でいきたいということです。

一例を挙げますと、危険箇所とかございますが、危ないところとか、これは外国人を助けるマニ

ュアルというようなこともございまして、そういうようなことを検討しておるということでございます。

また、今、ニュースとかそういうものはわかりにくいという話でございますが、昨年の23年の9月から、市も携帯の中で配信メールをやっております。そういうものにも加入していただいて、情報を得ていただけるような形をとっていただければありがたいなと思っております。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 時間が参りましたので、終わりますけれども、いわゆるそういう携帯、そして広報無線等々、それは重要な設備ですが、これは各地域の防災組織、そこでのマニュアル化をしていただいて、そして、今、要援護者とかいうお年寄りをして、障害者の方へのマニュアル化も進んでおるような状況でございますので、そこに一緒に住んでみえる方への、そういう外国からの方へのマニュアル化も当然必要でないかと思っておりますので、その辺についても同じように進めていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしまして、終わります。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、17番 美谷添生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、自然エネルギーの活用についてでございますが、この質問につきましては、たびたびさせていただいております。3月の折に、郡上の水力による潜在的な発電量は年間30億キロワットアワーと、一般家庭にして50万戸分というようなことを言いました。どうやって計算したんやというふうに言われましたけれども、これは国土交通省の流量調査のデータをもとに、郡上の水を落差500メートルで全部利用した場合にこのぐらい起きるということでございます。

そこで、これを、水力をどれだけ利用することができるかというのが大事なことだというふうに思います。今春の議会の改選の折にも、水の小水力発電について推進したいというようなことも言っておりましたが、そうしたら、4月の臨時議会において、早速小水力発電研究事業というのが提案をされました。まずは御礼を申し上げておきたいと思います。

そこで、この事業について、委員の選定、あるいは事業内容、今後のスケジュール等について伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 郡上市の自然エネルギーの政策、とりわけ小水力発電に関する調査研究を行いたいということで、この4月、補正予算をお願いしまして、お認めいただき、今、そうした研究会の立ち上げの準備をしているところでございます。

この研究会では、主にそうした小水力発電、郡上市の中でのそうした事業化の可能性についての基礎的な調査を行いたいと思いますし、また、今、そうした小水力を行うに当たっての各種の条件とか手続などについての調査、あるいは機械設備とか技術面での調査、また、市としてこの事業にどのように参入できるのかという、その市としての可能性に関する調査、また、一般の方への普及啓発の関係等、ちょっとこの小水力に関して掘り込んでの調査をしたいということでございまして、仮称ではございますが、郡上市小水力発電利用調査研究会を立ち上げようと、今、準備をしているところでございます。

委員の方々としては、大学等の学識の方、また、事業者の方、地域づくりの団体の方、また、住民の方、また、県と行政機関の関係の方等を、各分野から10名前後委員を選出できないかなということで進めております。今、そうした委員の候補の方々の各所属機関とか、その方御本人に就任の依頼等を進めておりまして、メンバーがまとまり次第、早々に初会合をして、実質的な研究審議に入っていきたいということでございます。

年内に数回のそうした研究を、研究会で討議を経て、調査研究の報告書にまとめたいということで、考えております。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。年内に数回と言われましたが、今の事業化の可能性であるとか、部長が言われました調査については、かなり今、初めて取り組むことではなしに、エネルギービジョンをつくったときにもかなりやってきておることであろうかと思っておりますので、実行に移す委員会であってほしいというふうに思いますし、今年度中にできればいいというようなことでなしに、なるべく早く立ち上げていっていただきたい。

そして、できれば、モデルを一つぐらいつくるようなところまで、実施可能なといいますか、実務的な、ただ、本に書いて報告をいただくというだけでないものになるような委員会であってほしいというふうに思います。

また、委員会につきましても、これは秘密でやるのか、公でやるのか、公開でやるのかわかりませんが、そういうことについてもなるべく状況を報告がいただきたいというふうに思いますが、そこら辺はどういうおつもりであるか、お伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 今、おっしゃいましたように、以前のエネルギービジョンでも研究をされている部分が非常にありますが、その後、6年、7年たっておりますので、現状の技術とか、いろんな手続とか、いろんな方面を考慮する中で、実際に郡上市の中での事業可能性、そちらのほうを掘り込んでいきたいということでございます。

また、会議の状況についても、委員さんとの検討の内容にもよりますし、また、地元とか、いろんな利害の関係等もございますが、途中の状況も公表できるものについては、その方向で進めさせていただこうと思います。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 今、事業化と、採算ということ、事業化ということは、それなりの採算がとれるということを目指してみえるのかもしれませんが、それも一つの方向でありますけども、今、再生エネルギーということが非常に皆さんに注目を、皆さんが注目しております。それで、小さい規模のもので、自分とこを賄う、賄うといいますか、それとイメージ的に地域を盛り上げていくというようなこともありますので、採算ということだけを追求するような形でなしに、小さい規模のもののモデル的なものを作製していくような、そんなこともやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、今、石徹白で県が調査をしているという発電施設ですけれども、昨年12月にも話をしましたし、3月の折は、どうもあんまり芳しゅうないような話がありまして、ここへ来て、また、大きく前進したというか、県も取り組むというような報道がされておりますが、実際のところ、どういうふうで、市としてはどのような取り組みを、このことについてはしていこうというふうに思ってみえるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 県のほうで石徹白地区において小水力発電の事業の可能性をとということで、昨年度、予備調査をされました。それによって、たくさんの案が出てきたんですが、その中で、可能性の高い三つの案に絞り込まれて、それで検討されてきたという経緯がございます。その関係で、郡上市にも参画のお話がありました。県単事業で実施をしますが、完成後は市へ移管されるということでございますし、県単事業ですので、建設等の市の負担がおよそ25%あるということで、そうした関係から、郡上市も参画する意向がありますかという、そうした照会があったところなんです。

郡上市も、そうした方面には今後着手する必要があるということで、その3案の中の1案に特に絞り込んで、そして郡上市も参加をしたいという意向を県に伝えたところなんです。

今年度、県のほうでは、そうした国の補助金の採択に向けての基本的な設計、計画の作成に、この夏から着手をするということでございまして、いろいろな必要な資料の作成をしたり、また、地元との協議を進めるということでございます。

そうしたことで、事業採択、条件が整いましたら、一番順調なコースでいけば、平成25年度に実施詳細設計を行い、また、26年度に事業着手というような道筋が見えてくるということでございます。この25年度の設計の関係、そして26年の事業実施の関係で、市の負担金25%というものが生じてくるところでございます。

まだ、事業の規模については、この詳細な設計、現場での調査、あるいは詳細設計によって、その規模とか事業費などについては動いてくるわけですが、今のところ、一つの想定として上げておられるのは、事業規模としては、発電量が56キロワットアワーで、工事費がおおよそですが1億9,000万円、そしてその中で市の負担金が4,700万円余りと、こうした規模で、今、ことし基礎計画の作成に進まれるということでございます。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 大きく動き出したというような感じを受けますので、ぜひとも実現するよう、よろしくお願いをいたしたいと思います。

また、市長は、3月の折に、仮に石徹白というような地域が思い切って小水力利用のモデル的な地域づくりをというようなことをおやりになるなら、市としてはサポートをしていきたいというふうに思うと答弁をいただいております。

市内には、石徹白だけでなく、白鳥町でも阿多岐であるとか、干田野であるとか、六ノ里等、多くの適地があるかと思います。また、市内には、それこそたくさんの候補地があるかと思うので、小水力発電の里づくりというようなことを目指していただきたいというふうに思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思いますけれども、石徹白では既にいろいろな実験が行われておりますし、今、御指摘のように、各市内でそうした可能性のあるところについて関心を持っておっていただくということは非常にありがたいことだと思っております。

いずれにしろ、各例えば個人のおうちで使われる程度のものとか、そういうような形での小水力発電というのは、これからいろいろ技術も発展、発達をして、効率のいいものができる可能性がありますので、そういうものをよく見守っていききたいと思いますけれども、ただ、小水力発電は、こうした純粋に機械的といいますか、技術的な問題だけでなしに、河川の水の使用、あるいは農業用水の使用というようないろんな権利関係の調整とか、いろんな手続的な問題がありますので、そ

ういう問題を先ほど申し上げました、部長が申し上げましたこの研究会の課題等として、実際にそうした各地で小水力発電が現実的に動き得るためには、どういう課題があるかということを検討し、そして個々具体的に郡上市内でそういう小水力発電が可能になるような道筋を研究したいというふうに思います。

そういう中で、各地域において、積極的にこれを取り組もうという動きがあれば、私はこれからの再生エネルギーの利用の奨励という意味で、市のほうとしてもでき得る、財政的な支援等をする必要があるというふうに考えております。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 今、市長のほうから積極的にというような言葉もありました。ただ、今の制度上といたしますか、法の中で、なかなか難しいところもあるというのは、私はそれは法が悪いということもあろうかと思しますので、その法を変えていくというような取り組みは、我々議会として、これは多少力になれることではなかろうかというふうに思いますので、そういう既成の制度の中でやろうと思うとできない。これは、国を変えていくというようなことについても、地方から声を出していくというのが基本かと思しますので、そんなことの御指導もいただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思いますが、薪ストーブの普及についてということでございますけれども、市では薪ストーブの購入に助成制度があり、どのぐらい導入がされたかということにまずお聞きをいたしたいと思しますし、その折に、薪ストーブの導入は環境に優しいばかりでなく、木材の利用により林業振興にもつながるということが期待されると、これも一つの目的であるということを言いましたが、現在、木材の価格が安いということもあって、間伐材等は放置されたままで、なかなか利用されないように思っております。3月の一般質問の折に、木の駅の提案をさせていただきました。木の駅は、極めて費用対効果の高い林地残材の収集運搬システムであるというふうに書かれております。そんなことで、山主と行政、そして地域の商店、あるいは消費者が直接かわりを持って、地域通貨等の取り組みもありますけれども、地域のきずなが醸成されるというようなことが期待されております。

今の6月の補正によりまして、清流の国ぎふ森林・環境基金事業ということによりまして、未利用材の搬出促進事業というのが新設されたようであります。どのような内容で事業を実施されるのかということを、あわせてお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、どのくらいの実績があるかということでございますが、議員御指摘のように、この制度を

平成23年度から補助制度を始めておりまして、まきなどの木質燃料ストーブの普及促進のための補助制度でございます。

昨年、平成23年度から始めまして、平成23年度につきましては、この制度を利用して42台が購入されております。また、ことしでございますけれども、これまでに7台の購入申請がされておるといような状況でございます。

それから、次の質問でございますけれども、薪ストーブにつきましては、まきの確保、未利用材を利用して、まきを確保するというようなことでございますけれども、なかなかその確保が難しいというようなこともございまして、また、まきの価格が高いなどの課題も、ストーブの使用者のほうからは上がっております。

価格につきましては、1束当たり大体300円から500円程度で、この市内のほうでは販売されておるようでございます。

それから、課題の中で、1シーズン当たりの燃料費でございますけれども、これも約石油の場合ですと6万円ほどでございますけれども、薪ストーブを全部購入するとしますと1シーズン当たり10万円ぐらいかかるんじゃないかというふうに思っております。

それで、実はこの薪ストーブの購入した方の中で、アンケートをとらせていただきまして、36名の方からアンケートがございまして、まきをどのようにしておりますかというようなことの内容の中で、36名中7名の方が購入をしておりますということでございます。それから25名の方は自力で確保しておるというようなことでございます。それからその他4名の方がございますけれども、こういったことで、現在は自力確保という方が多いんでございますけれども、将来にわたっては、自力確保ができるかどうか、体力的な面とか等、いろいろな面も含めまして、心配であるというようなこともアンケートのほうに出ておる状況でございます。

それで、議員御指摘ございました木の駅プロジェクト、3月の議会において木の駅プロジェクトのような取り組みはどうだという御指摘をいただきました。この木の駅プロジェクトにつきましては、先ほど議員からもお話しがございましたけれども、地域住民が主体となりまして、軽トラックなどで林地残材を山から搬出しまして、集積をしまして、販売する仕組みであったり、あるいは販売代金のやりとりは地域通貨を使用するというようなことで、林地残材の有効活用、それから材の販売による収入確保、地域通貨による地域経済の活性化、プロジェクトを通じて地域活動、交流の促進が期待できるといった、こういった概要のものが木の駅プロジェクトであろうというふうに思っております。

これも、先ほど議員からも御指摘ございましたけれども、今年度から創設されました清流の国ぎふ森林・環境基金事業におきまして、6月の補正予算におきまして、未利用材の搬出促進事業といたしまして、未利用材の搬出利用を進めるための事業を展開していきたいということで、そういった

環境税で提案をさせていただきました。

この予算を有効に活用しまして、市内において、木の駅プロジェクトのような取り組みが行われるよう、地域で活動される団体等に働きかけをいたしまして、地域の実情に合った方向で取り組みが実施されるように支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。時間がございませんので、ここは要望にとめておきますが、せっかく6月という早い時期に補正をしたわけですので、これが結局年末に来たら残ってしまったわいということになしに、徹底した広報をいただいて、そして、またしかるべきグループ、またこういうことに取り組んでおる人に利用していただくよう努力をしてもらうように要望をして、次の質問に移らせていただきます。

次は、地域の環境整備ということでございますが、市では、平成22年に環境計画というのを作成してございます。中山間地域に位置する郡上市においては、人口減少、少子高齢化は大きな社会問題となっておりますが、一方で歴史的なまち並み、豊かな自然環境がまだまだ多く残されています。これらの景観を保全し、また、それらを生かした良好な景観形成を図ることは、今後、活力ある地域として生き残っていく上で必要不可欠なことと言えますというふうに始めにこの景観計画はうたってございます。

私の住む白鳥町の六ノ里という地区は、まさにこの人口減少、高齢化、加えて、景観の悪化に直面しておりました。平成17年より景観整備推進事業ということに自治会のほうで取り組んでおまして、これは地区に愛着を持ち、安心、快適で住みよい里を実感できる生活環境の充実を図るため、特に、道路沿いの立木の伐採というようなことに重点を置いて、今まで実施をしてきておるところでございます。

そこで、市でもこもれば作戦というようなことで、市道の沿線の立木の伐採事業を実施されておりますが、この実績について、予算、面積、延長というようなことになろうかと思えますけれども、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 沿道林の修景事業の件でございますけれども、合併以前にはそれぞれ旧町村でいろんな対応がありました。例えば、聞いておりには、和良地区では立木、大きさは関係なく、種類関係なく、1本幾らという補償費を払う中で、修景したり、八幡町のように、立木補償はしなくてやってきたり、それから、自治会単位でやっていただいたというようなことで、ばらばらでしたけれども、16年にその辺のところを何とかルールをつくりたいということで、16年につくり

ました。目的としましては、雪害とか風水害のときに道路への倒木防止とか、見通しの悪いところの視距改良とか、冬場の凍結を防ぐということで、道路の環境を整備していこうという目的で見直しをしたわけですがけれども、その中のルールとしまして11項目ほどございますけれども、主な5項目について言いますと、まず、道路区域から水平ならで。

（「済いません。実績を聞いておる」と17番議員の声あり）

○建設部長（武藤五郎君） 済いません。実績につきましては、平成17年から23年までの7年間でございまして、実質総延長としまして11.8キロメートルです。箇所数としましては21カ所で、事業費としましては5,680万円でございます。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ただいま市の実績についてお聞かせいただきました。先ほど、六ノ里の地域で、自治会で取り組んでおる例を言いましたけども、六ノ里の場合は、道路沿いの立木の伐採について、伐採していただければ、協力謝金というようなことで、直径10センチ以上のものを対象に、雑木は500円、杉、松については1,000円、ヒノキについては1,500円というように定めて、道路から20メートルぐらいの範囲ということで実施をすることといたしました。

そういう中で、平成18年に杉を17本、ヒノキを26本というのを皮切りに、昨年23年までに杉を1,568本、ヒノキを293本、雑木を175本と、計2,036本、約40人ぐらいの人に協力をいただきまして伐採をすることができました。これは10平米に1本あったと仮に仮定すると、大体2キロ分ぐらいかなということであります。道路の沿線については、随分切っていただきまして、集落の環境、景観も非常によくなってまいりましたが、いかんせん財源が乏しいということではあります、住民からは、今度は家屋の周辺であるとか、田畑の耕作地の周辺であるとか、そういうところを日陰になる立木も何とかならんかというような声があり、大変苦慮をしておるところでございます。

山間地域については、六ノ里だけでなく、同じような悩みを持つ地域が結構あるんじゃないかというふうに思います。

そこで、快適で明るい住環境の促進のために、自治会の要請により陰木の伐採をする、どうしたらできるかというようなことで、するための助成制度というようなものが創設していただけないかというふうなことを思っておるところでございます。立木の伐採ということは、ここができないか、そんなことについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 済いません。今の立木の補償の関係でございまして、ちょっと先ほど言いましたけれども、以前にばらばらのところがあって、何とかそれをルール化したいということと進めとるわけでございますけれども、それで現在の市のルールとしましては、立木代は見えてな

いわけですけれども、それで、集積までは見とるんですけれども、その後、販売と運搬費の差し引き分が個人の方に入るといことですけれども、そういう形で、16年から今ほど実績も報告させていただきましたけれども、そういう形で進めてきとるという中で、今のところでは、合併したときに取り決めたルールで進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） その事業のやり方については、多分、これは公金でありますので、入札をやるというような形で今まで進めてきてあるんでないかというふうに思いますが、集団であるところは、そういう方法でできますけども、1本でも2本でもということになりますと、そういうルールではなかなか事が進まない。そして、今、立木の伐採というようなことについては、頼む、お願いするのも、これ大変でありますけれども、承諾をいただければ、なるべく早いうちにそれを実行しないと、また、切ってもらえんわいというようなこともありますので、今の入札をしてやるようなやり方では、なかなか小回りがきかんちゅうか、手早くいかんというふうに思いますので、私は自治会等をお願いをして、自治会から申し出があれば、即これが執行できるような、そんな体制がしてほしいなというふうに思いますが、今、六ノ里の取り組みについて、ちょっと御紹介をいたしましたけれども、六ノ里方式というようなことも一つのモデルといいますか、にさせていただきながら、自治会へ委託する。そして、市の職員が確認をしていただくというような方法でも、何とかそれを制度化していただきたいなというふうに考えておるところでございますが、この件につきまして、市長の御所見をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

先ほどから建設部長が説明をしておりますように、市のほうのこのこもれび作戦といいますか、沿道修景は、その土地所有者に対して御理解をいただいて、切らせていただくということで、立木補償はしません。そのかわり、この支障になる木を伐採して、そして現地において、それを何とかいいですか、林地においてそれを積んでおくといいますか、そこまでは市のほうの経費としてやらせていただきますと。もし、所有者が、それがいわば搬出をして、一定のお金になるということであれば、所有者の御負担において、今度は搬出をしてくださいと、こういう仕組みになっているわけです。

それに対して、今、美谷添議員さんが御紹介をくださったこの六ノ里のほうは、この取り組みの一つのルールといいますか、それを見てもみると、皆さんが自治会のほうでお金を恐らく負担し合われるんでしょうけれども、その一定の先ほどお話しがございました雑木、杉、ヒノキ、杉とか松、あるいはヒノキという形で、一定のヒノキでしたら1,500円、杉、松でしたら1,000円、雑木

でしたら500円と、直径10センチ以上と書いてありますが、そういうものを所有者のほうにお出しをして、そして、そのかわり、所有者が切って出してくださいよと、後はそれはもちろんお金にされることは構わないということだろうと思いますが、そういうことで、ちょっとそのやり方が異なるわけですが、両者のいろいろやり方を比較してみますと、一定の規模以上のところで、できるだけ市としてはそういう事業箇所の延長をふやしていこうとすると、所有者に対する立木の補償は申しわけありませんが、それはひとつ御理解いただいて、ただで切らせてくださいというやり方になると思いますし、あるいは六ノ里方式は、今見せていただいて、そんなにたくさんのずっとまとめてやるということじゃなしに、確かに数本の木が非常に支障になつととか、いろいろなところもあると思いますので、こういうやり方でやれるならば、また、これも非常に機動的にやれるという、両者の方式については、それぞれ長所短所といいますか、あるいはそれをどういうルールでやるべきかということについての若干の、何ていいますか、比較検討をしてみる必要があるというふうに思っております。

現在まで市のほうとしては、立木補償はしないで、そのかわり現地において切って、つだんでおいておくまでと、後は、もし搬出をされるならば、所有者のほうでという方式ですが、六ノ里方式というものを、先ほど御指摘があったように、こちらのほうが場合によったら、あるいは安く上がって、機動的にやれるということもあるかもしれませんので、少し、両者のこの方式というものを検討させていただきたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。

先ほど、予算が5,680万円で11.8キロというふうにお聞きいただきましたが、ちなみに六ノ里の場合は2,000本を、何がしを切って、先ほど言ったように、10平米に1本あれば2キロというような形で、ちなみに200万円ほどでございます。

それから、1本の人から百何本の人までございます。そんなことで、また、ぜひとも明るい住環境のためによりしく願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時05分を予定いたしますので、お願いいたします。

(午前10時51分)

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 村 瀬 弥治郎 君

○議長（清水敏夫君） 9番 村瀬弥治郎君の質問を許可します。

9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） こんにちは。ただいま、議長より質問の許可、発言の許可をいただきましたので、3点質問をさせていただきます。

最初に市民協働センター設置の件でございます。市民協働ということに関しましては、初日に5番議員のほうから、そういった質問がございましたので、ここでは深くは触れませんが、7月開設予定のセンター設置の件に、市長にお伺いをいたします。

センター設置の背景にありますように、昔からの協働の精神というものは、日本が経済成長を追求してきた中で大きなひずみとして個人主義といいますか、利己主義といいますか、非協調性、自分さえよければの精神が今や強いていいますと、家族間でも希薄という形で顕著にあらわれているのが現状でないかと、そういったことが大きな要因となるというふうに思われるところであります。

郡上のような、田舎の地におきましても、その考え方が、精神が一般的になっているというふうな気がしておりますし、そういった面では非常に残念であるというふうに思っております。

共助の精神の弱まりと、公助となるべく行政、そういった形の中で、消していったのは失礼かもしれませんが、そんなかわりも社会の中で、結果としてさまざまな社会現象となっていることも、特に最近の新聞報道、あるいはニュースの中で、そういったものを感じるわけでございます。

そんな中での地域と、地域といいますか、市民といいますか、行政とのパートナー連携による市民協働センターというもの、そういうものが市民、団体、行政がそれぞれの力をつなぎ、市民力、自治力を高める、そういった機関としてのセンターに対しまして、市民への理解度、機能充実のために説明すべき点等をお願いしたいと思いますけれども、市長にそのお考えを伺いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

この市民協働センターというものは、これまで市民協働指針というようなものを市民の皆さん方にいろいろと御議論いただいて、答申をいただいた市民協働指針の答申をいただいたときから、市民協働というものを進める際には、いろいろな市民の公益活動をしておられる団体同士、あるいは

そういった団体と市の行政、あるいは一般の市民の方、そういうところがいろいろな情報交換をしたり、あるいは意見交換をしたりと、あるいはいろんな新しい取り組みについて話し合ったりする、いわば平たい言葉でいえばたまり場が欲しいと、こういう話がずっとあったわけでございます。

そういう中で、この市民協働センターというものについて、昨年の8月にそうしたことに御熱心な方々を中心にして検討委員会というものを設けていただいて、そこで郡上市としてそういう市民協働センターというものをつくるとするならば、どのような機能を果たすものを目指すべきか、あるいはその仕組みをどうするか、あるいはその設置場所をどうするかというようなもろもろのことについて検討していただきまして、ことしの3月、年度でいいますと23年度末でございますが、提言書をいただいたということでございます。

こういう提言書をいただいて、私ども市としては、そうした提言に沿って、センターをこれはつくるべきであるという判断をいたしましたので、このセンターの一つは、いよいよ具体的に、それでは準備をするために、設立をするための準備委員会というのを4月下旬、ことしの4月下旬になっていろいろと立ち上げまして、検討をしていただきました。

また一方、この市民協働センターというのは、現実には既にこの市内にあるいろんな組織ともかわりが非常にあるわけでございますので、この提言書の中身に沿って、特に自治会の支部長さん方、そうした方々、あるいは市内の地区公民館の館長会、こうしたところ、あるいは市内の幾つかのNPOの団体の方々に対しまして、この提言書の趣旨を、説明する機会を持たせていただきました。

そういうことの中で、先ほど申し上げました具体的なセンターのあり方を検討していただく準備委員会というものを設けまして、これは相当市内各いろんな関連の方々30名ほどを委員とする準備委員とする準備委員会をつくりまして、そこでもろもろのことを議論をしていただいた。

そういう中で、この具体的に市民協働センターを運営していただく運営委員会というようなものを、それではつくって、市民が中心になって、この協働センターを運営していただこうと、市のほうからいたしますと、市がその場所等は設置をいたしますけれども、具体の運営については、この運営委員会のほうへお任せをしよう。いわば、行政提案型の市民協働方式という、従来あるものでございますが、これの方式というものを活用して、今般、7月初めに、この運営委員会にお任せをするという形で、市民協働センターというものを設立していこうと、こういう運びになっておるわけでございます。

そういう中で、今、運営委員会の委員長さんが、実質的にはセンターのセンター長的な役割をやっていただき、もう一人、専任として、この市民協働をしっかりとこれから皆さんの間を調整していただくような、その市民協働のコーディネーターといえますか、そういうような方をお一人、協働コーディネーターという形で、今、公募をかけておりまして、近々人選をする予定にいたしております。

そういう形で、これから発足しようとしているわけですが、これまでにおいても、先ほど申し上げましたように、自治会の支部長会であるとか、公民館長会であるとか、市内のNPOの各団体の方々に、かなりこの市民協働センターの意義等に、役割等については御説明をしまいましたが、今後、これはそれで十分ということではないと思いますので、設立をされて、スタートしてからも、この市民協働センターがどんな活動をし、どんなことを目指しているのかということについては、いろんな機会をとらえて、これからも市民の皆さんに説明をしまいたいというふうに思っております。

この協働センターは、いろいろな市民協働をやっていくための相談窓口といいますか、そういう機能を持っております。具体的にどうしたらいいんやとか、あるいは、そういうものを新たに立ち上げたいけれども、どうしたらいいのかとか、あるいは、活動の資金をどういふところから得たらいいのかとか、外部の資金を導入するにはどうしたらいいのか、そういうメニューがどんなものがあるのかといったようなことの情報の提供やら、相談をするとか、あるいは、そのほか、郡上市における市民協働の情報発信をするとか、あるいは、たくさんのNPOであるとか、ボランティア団体とか、いろんなものが郡上市はむしろ県内の中でもたくさんあるほうだと思いますけれども、そういった団体が相互に何の連携もなしに、個々的に活動しておられるというような状態から、少し横の連絡をとっていただくというような意味では、同じような公益活動を志しておられる方々の横の連携というもの、そういうものを仲立ちになって、仲介をするといったような機能、そのほか、例えば、こういう公益活動を志しておられる方々が、この市民協働センターというたまり場でいろんな話をしている中で、例えば新たなプロジェクトというようなものが立ち上がってくるかもしれない。そういうようなことの場に、ぜひともしていきたいというふうに思っておるところでございます。

いろいろ申し上げましたが、これまでもでき得る限りの説明はしてきたつもりでおりますけれども、さらにこれが、もう間もなくスタートということでございますので、さらにスタートしてからも必要な説明を、このセンターの方々、あるいは市も一緒になって市民の皆さんにその趣旨が浸透して、十分にこのセンターというものを活用してもらえるようにしてまいりたいというふうに思います。

(9 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9 番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。7月の開設ということで、まだ動いとるわけですが、こういったものが一つのたまり場として、今、市長おっしゃいましたけれども、こういった場所が、市民の中には、いろんな思いといいますか、悩みといいますか、そういったものをお持ちの方が、あるだろうと推察しますが、そういった中で、第一には、行きや

すいというか、その窓口相談しやすいということが一番求められておるんでないかと僕は思いますけども、こういった面で、気軽に寄れるような、そんなセンターになって、市民の皆さんが利用しやすい、そういったことを望むところであります。今後とも、市長のそういったセンターに対するお考えを、いい面で浸透させていただきながら、進めていっていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

これは、岐阜県の森林環境税の件でございます。

森林環境税導入につきましては、岐阜県民みずからが山を含めた自然を守り抜く認識というものを趣旨といたしまして、平成23年12月、県議会にて可決されたものであります。平成24年4月より徴収ということ、あるいは5カ年の期限つき立法であると。目的といたしましては、冊子をいただきましたけれども、県土の82%を占める森林の面積、大小400以上の河川が8流域及びます。清流を県民みずからが守るという認識。税といたしましては、個人が1,000円である。法人に関しては2,000円から8万円である。平成24年度につきましては、21の新事業が総額8億7,000万円にて計上をされております。

本市のように森林面積90%以上と、また、材価の低迷による林業不振という、そういう状態の中におきまして、この事業予算を有効活用することは大変重要であるというふうに思っております。

先日の6月11日のときに、予算特別委員会におきまして、農林水産部長さんより事業の内容、予算、これは6月補正でございますけれども、説明をいただいたところであります。本年度はメニュー事業、市の提案事業、中には、市の提案事業の中には五つほどございましたけれども、その合計額が郡上市の場合に912万7,000円ということが計上されております。

そして、これ6月13日の新聞でございましたけれども、県下において85の事業が採択されたという記事が掲載されております。

今後、市の提案事業については、広く市民、関係団体の提案事業を盛り込むこと、また、継続性のある事業展開を期待するところでもあります。

また、環境税とは、直接かわりはないように見受けられますけれども、国の新しい鳥獣被害防止特措法の開始によります基本指針に基づいて、被害防止計画の見直しなどが行い、鳥獣被害対策実施体というふうにありましたが、猟友会というふうには新聞には載っておりました。という方の支援、あるいは狩猟免許、猟銃の所持の認可の手續負担の軽減、また、鳥獣の食品利用、これジビエというふうには思ってますけれども、そういった利用を図る施設整備の支援等、そういった見直しが載っております。

そこで、農林水産部長さんに伺いますけれども、環境税におきましては、税の徴収及び市の提案事業の採択の状況、そして、国におかれましては新鳥獣被害防止対策への取り組みということに答弁を

いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきます。

この環境税の関係でございますけども、正式名称を清流の国ぎふ森林・環境税といいまして、議員御指摘のように、この4月から県税として導入されたものでございます。

この中で、事業につきましては、県が示しておりますのは、五つの区分で、全部で20の事業がございます、そのほかに市町村の提案事業があるということで、これを入れますと、議員おっしゃられましたように21の事業というようなことでございます。

それで、今回の6月の補正で御議決をいただきまして、メニュー事業は3事業、それから、市の提案事業は5事業ということで、補正のほうをお願いして、御議決をいただいたところでございます。

この中で、採択されたものがどれかというようなことでございますけども、今のところ、私ども手元に聞いておりますのは、メニュー事業の三つ、里山林整備、それから有害鳥獣捕獲従事者育成事業、それから未利用材の搬出促進事業につきましては、一応、オーケーですよということで、内示、内報をいただいております。

それから、市の提案事業につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、12日に発表がございまして、その中で、市としては5事業を提案させていただきましたが、このうち郡上が、通った事業が4事業ございまして、郡上割ればしプロジェクト支援事業、それから里山林資源の有効活用、それから野生動物生息生態調査、それから猟師と漁師の里山保全プロジェクトという、この四つの事業につきましては、オーケーですよということでいただいております。

残念ながら、一つ鳥獣被害防止総合対策事業ということで、モンキー犬の育成を2頭追加でお願いしたいということで、当初予算で2頭見ておりますので、この追加につきましては、残念ながら、今回入らなかったということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、新たな鳥獣被害特別措置法についてどうかということでございますが、これにつきましては、議員御指摘のように3月31日に公布されまして、3カ月、または一部の部分については6カ月を超えない範囲で政令で定める日に施行されるということでございまして、大部分が6月中に施行されまして、一部は9月までに施行されるというようなことでございます。

この内容でございますけども、内容でございますが、これも議員さん御指摘のように、主な追加された措置といたしましては、対象鳥獣の捕獲や被害防止対策に対する補助、それから先ほどジビエというお話しがございましたけども、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実や流通の円滑化のために国が必要な処置を講ずることということとか、例えば、一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊

員については、猟銃の所持許可の更新時の技能講習を当面の間免除するといったようなこと、それらのことにつきまして、この3月に公布されて、6月に一部施行される分につきまして、そのよう
に変わってきておるというところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

(9 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9 番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

今、部長のほうから市の提案事業で一つだけ採択なかったということを伺いましたが、予算的にも、これを入れて912万円という金額でございましたけれども、これは6月補正でございまして、これ1年間、このものは固定といいますか、そういったもので、今後、そういった提案というものが上げていたり、あるいは採択されたりということがあるのか、ないのか、お伺いいたします。
よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 今後もこういった事業につきましては、例えば、今912万円というふうにおっしゃられましたけども、これは市の予算を通る事業でございまして、このほかにも直接例えば団体であるとか、そういったところが直接県から請け負うというような事業もございまして、そういったものにつきましては、県の予算を通り——県じゃなくて、市の予算は通りません。こういうやつには、直接採択がその団体なりに行くというようなことでございまして、例えば、奥山の間伐といったことにつきましては、これは市の予算を通りませんけれども、現実的に255ヘクタールの間伐で4,056万5,000円といったお金につきまして、市のほうから郡上の、市のほうに割り当てられたというようなことがございまして、こういった市を通らない事業もあるといったようなことから、今後もこういったことがいろいろ出てくるのではないかなというふうに考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

(9 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9 番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

もう一つお伺いをいたしますが、この環境税を含めたその事業内容で、事業として市民の方、あるいは団体、そういった皆様方の提案といいますか、そういったものを今後取り入れる気持ちがあるのかないのか、お伺いします。ことしに限らずでもいいですけども、今後ですけど。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議員御指摘のように、この環境税につきましては5年の一応区切りが過ぎました事業でございまして、今後もまた新しい事業等、いい事業がありましたら、取り入れるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

国の鳥獣防止特措法という、そういった中の取り組みに関しましては、これは大和町においてもジビエということで、一生懸命やってみますが、いった中での施設の整備ということに支援があれば、そういった面でお力をいただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

それでは、続きまして3点目に入らせていただきます。

3点目に関しましては、土砂災害警戒区域の指定ということでございます。

現状でもですけれども、梅雨前線が上がってきたり、九州各地で被害がでたということが報じられておりますし、また、台風が北上するといった懸念もされておるようでございますけれども、そういった中で質問をさせていただきます。

土砂災害防止法に基づき、岐阜県は土砂災害警戒区域の指定について、急傾斜地崩壊土石流関係におきましては、2013年の末までに完了を目指す方針ということを固めております。

本市におきましては、指定対象箇所は、新聞によりますと、1,553カ所中の指定済みという箇所数は526カ所の指定率にいたしまして33.9%というふうに載っております。その中で、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンというものが県全体で急傾斜地で2,840、土石流で1,660というふうにも載っております。このことに関しまして、まず市の状況というものをお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 土砂警戒区域の郡上市の状況でございますけれども、これにつきましては、旧町村単位で調査をしとるわけですが、八幡町につきましては、溪流と急傾斜というふうに分けて実施しておりますし、あとの6町村については急傾斜と溪流と同時に調査をしております。

それで、状況につきましては、溪流のほうにつきましては、区域指定は八幡町が18年度に済んでおります。それから大和町、それから高鷲町におきましても、19年と23年度に両方とも区域指定がなされております。それで、現在残っておりますところが八幡の急傾斜、それから白鳥の急傾斜と溪流ですが、白鳥、それから美並、それから明宝、和良が残っておりますけれども、明宝、和良地区につきましては、住民説明会まで実施しておりますので、ほかの残り地区については、何とか24年度の指定を目標に進めております。

そうした中で、今、議員が言われましたように、県のほうとしては、2014年度に完了したいという中で、県全体の指定としましては36.1%に対しまして、郡上市の指定状況は33.9という状況にな

っております。

それから、レッドゾーンの数、そんなら郡上が何カ所かということでしたけれども、ちょっと今、資料を持っておりませんので、一度確認の上、また報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、この急傾斜、溪流の区域指定が行われた後に、ハザードマップの作成ということになるんですけれども、これにつきましては、総務部のほうの所管でやっていただいておりますけれども、今年度は大和地区と高鷲地区が済んでおりますので、ハザードマップの作成に進めていきたいというふうに聞いておりますので、よろしくお願いします。

(9 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9 番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

今までの説明の中ではいいんですが、特別警戒区域という、いわゆるレッドゾーンというものの規制ということがあるわけでございますけれども、これはそういったエリアに指定された場合、例えば、そういった家が古くなったという中で、改築というときに、非常にまた個人負担があるわけでございますけど、そういった土砂の仕様の耐えられる構造にすることという規制があるわけでございますが、こういった規制、災害時には指定されてありがたい部分と、そういったふだんの場合には、規制をされたことによる余計に経費がかかるということを非常に住民といたしましては腑に落ちないといいますか、そういったことをなかなか難しいとございますけども、そういったことに関しましては、現状ではこれを守らなければならないのかということをお聞きしますが、その点はいかがでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 土砂法につきましては、平成13年4月に施行されたということで、今言われるように、特別警戒区域と、通称レッドゾーン、レッドゾーンといいますけれども、その区域に指定された中で、建物の新築とか、増改築等出てくる場合に、今言われたように、建築基準法でそういう危険に耐え得る構造とか、いろいろ通常の場合よりは、そういった規制がかかりますので、一つのもをつくるにも、高くなることとなります。ただ、今言われましたように、なら、その辺について、補助制度はどうかということだろうと思いますけれども、補助については、現在のところはないということでございますので、よろしくお願いします。

(9 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9 番（村瀬弥治郎君） 補助制度はないということでございますけども、できればこういった中で規制というものにかかる以上は、何とかお願いしたいというのが自分の思いであります。

次に入りますけれども、急傾斜地崩壊対策事業に関しましては、現状、公共建造物が避難場所確保という件もあり、早期に進められているようであります。一般住宅に関しましては、なかなかそういった進捗は難しいと、そういった状態でありますし、ですけれども、地元からはそういった要望がございます。特に、地権者、受益者という立場の人が違う場合、そういった対策も考慮してもらう必要があるというふうに考えておりますけれども、そういったことを部長に、建設部長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 急傾斜事業につきましては、公共と県単ということで県の補助をいただいて、郡上市が事業主体でやっとなるケースがございます。それで、公共事業につきましては、用地補償はしておりません。ただし、立木とか墓地とか、そういう補償関係は、補償してみえますけれども、用地については補償してないということでございます。

それから、県単事業、市が行う事業につきましては、用地もそういう立木も補償はしていないということですが、市におきましては、用地補償はしておりませんが、地元負担というか、個人負担もいただいとらんということで進めておりますし、県の急傾斜でいきますと、市が1割とか5%とかという負担はしておりますけれども、そういった形で急傾斜には努めておりますけれども、今言われますように、家を守る家の方と裏の地主が違ったおような場合は、確かにその辺の了解をいただく中で、大変難しいというか、時間がかかることもございますけれども、今の段階では、用地補償は見えておりませんので、よろしくお願いいたします。

（9 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9 番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

今、部長の説明の中に、公共県単という中で、用地補償のことを言われましたけれども、これも決まりが決まりと言いながらも、事業として進む、進まないというのは、地権者、受益者という立場の違う方々が、自分の思いの中で、どこへしわ寄せが行くというと、行政へ行くんです。そういった面で、こういったことも踏まえて、お願いできることがあれば、していただき、事業として進展していくことが、ひいては住民の皆さんの求めるところであるというふうに思っていますけれども、そういった面での御尽力をお願いいたします。

時間は少しありますが、質問は終わりましたので、これで終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、村瀬弥治郎君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時40分）

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時59分）

◇ 驚 見 馨 君

○議長（清水敏夫君） 7番 驚見馨君の質問を許可いたします。

7番 驚見馨君。

○7番（驚見 馨君） 皆さん、こんにちは。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、市長さんに5点ばかり、お尋ねをしたいと思っております。

その一つは、町村合併以後でございますが、それ以後8年経過をいたしました。国策であり、国県の指導もあって、将来の郡上を思い、明るい希望、大きな期待し、厳しい情勢の中、合併が実現されました。以後、各界、各分野において、方針、計画があり、それぞれ努力されたところでございます。

昨今の社会情勢、経済の活動の変化に伴い、合併のメリットが薄れ、厳しい思いもあろうかと思いますが、今、改めて、どのようなそれ以後の推移があって、その成果と検証、そして合併10年を今に迎える重要な時代でございます。今後の課題、方針について伺いを、市長さんをお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 驚見馨君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今、驚見議員のほうから合併後、郡上市が合併をいたしまして、今、9年目に入っているわけですが、当初の合併をするときに、いろんな大きな期待があったかと思いますが、そうしたものが、この8年間余を経て、どう総括するかというようなお話でございます。

大変投げかけられた課題が大きいので、どうお答えをしいか、戸惑う面もあるんですが、一つ言えることは、確かに、先ほどもお話しございました、今回の平成の大合併と言われるものが国の大きな方針のもとに、全国的に展開をされたことは、そのとおりでございますが、しかし、そのときにいろいろとそうした今後の、あるいは当時の財政の状況とかいろんなもの、あるいは今後の見通しというようなものを踏まえながら、郡上の市民の皆さんが合併という選択を当時の町村長、あるいは町村の議会の皆さんも、そしてまた、当時の郡上郡民の皆さんも、そういう形で選択をされたその結果、今日、合併をして8年余を経ているということではないかと思います。

したがって、大きな国の政策でもありましたが、もちろん全国的にはいろんな判断から、合併をされなかった市町村もあるわけございまして、郡上市としては合併という道を選択して、郡

上市という自治体になって、この地域の地域づくりを進めていこうと決意をされたということだと思います。

そういう中で、確かに当時、いろんな大きな期待がございました。合併特例債というようなものを活用したら、相当それまで懸案であったいろんな事業もできるんじゃないかというような期待もあったと思いますし、そういう中で船出をしたわけでございますが、いわゆる三位一体改革というような形の国、地方を通ずる財政を通ずる改革があつて、結果としては非常に地方の財源が削られたと申しますか、そういうようなことがございまして、当初の期待どおりには、今日進んでいないというのが実態かとも思います。

しかし、また一方で、この3本の矢の例えではありませんけれども、七つの町村が対外的に郡上市という形でまとまって、地域づくりを進めてきたという中には、いろんなメリットももちろんあったというふうに私は評価できる面もあるんじゃないかというふうに思っております。

ただいまお話しございましたいろいろ市内の農林業、あるいは観光といったような、こういう産業づくり、産業振興、そしてまた、福祉の充実といったようなこと、あるいは基盤整備というような、各般にわたって合併後、努力をしてきたわけでございますけれども、それなりのしかし郡上市政という形で、それに取り組むことの中で、いろいろと成果を上げてきたものもあるだろうというふうに思っております。

例えば、対外的には、郡上という形でいろんなブランドを売り出すというようなこともやってまいりましたし、それからいろんな新しい取り組みも進めてきているところでございます。

農業の振興等についても、いろんな形で鳥獣害の被害対策の推進であるとか、あるいは農産物のいわゆる直売拠点の整備であるとか、そういったようなこともやってまいりました。

また、観光という面では、本当に例えば首都圏であるとか、関西方面であるとか、そういった方面へ郡上という旗印のもとに進めてまいりましたし、また、例えば台湾であるとか、そういったようなところへの国外からの誘客というようなことでも、郡上という非常に魅力のある地域資源を多用に持った地域というような形でセールスをしてきたというようなことであろうかと思います。

また、福祉の面でも、合併以降、小中学生の医療費の無料化であるとか、あるいは市民の皆さんの健康を守るために、いろんな各種の予防接種の助成の拡充であるとか、あるいは特別養護老人ホームのベッドの増床であるとか、そういった面で一定の進展を見てきているというふうには総括をしたいというふうに思います。

しかし、これからの数年間、あるいは10年ぐらいを展望してみたときには、まだまだ気の抜けない、そしてまた、財政的にはいつも申し上げておりますような、合併特例のいろんな財政支援措置が終息をしていくという中においては、非常に厳しいものがあるというふうに思っておるところでございます。

そういう中で、これからの郡上市づくりというものを厳しい環境の中にありますけれども、今回、私も2期目に当たって、元気創造という旗印を掲げましたけれども、あらゆる知恵を使って、そしてまた市民の皆さん総ぐるみで、この郡上のふるさとの元気創造をしていくということがこれからの大きな課題であるというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) はい、わかりました。日置市政の第二ステージは、2年間で10年後を計画すると、それからまた2年後あるわけですが、非常に重要な時期であり、市民も大きな期待をしておられると思うんです。今言われましたように、当時の情勢とは、大分県も変わってきておりますし、思うようにはいきませんが、これからも質問いたしますが、地域も自立精神の養成と、みずから開発していくと、そういうようなことを方向も考えながら、経済の活性をさらに進めていきたいと、そんなことを、御期待を申し上げて、青少年にひとつ夢をどんどん与えていただくような、そんな厳しい社会の中でお願いいたしまして、この件としては、次に移らせていただきます。

2点目は、長期展望の中で、自然型のあるいは、地方型の観光農村公園ができないかという構想でございます。

昨今の経済情勢、厳しい中、より産業活性のため、鋭意努力されておりますが、さらに成果を上げるためには、今ある財産、施設を活用し、特色ある自然環境、交通体制、人材を生かした市内各組織、団体の協調した県県の支援をいただきながら、市民の憩いの場としても活用できる民主導の自然観光農村公園の構想が長期にわたって計画ができないか、そんなことをお伺いいたします。

参考までに、資料を渡しておりますが、例えば三重県の伊賀市のモクモク手づくりファーム、30年ほど経過いたしておりますけれども、そんなような内容のみずから地域の環境を生かしたそんなものが長期にわたって構想がねってではできんか、そんなことをちょっとお尋ねをいたします。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 郡上の特色を生かした自然観光農村公園と、いわば言うべきようなものがないかと、こういうお尋ねでございますけれども、私もこの三重県のモクモクセンターは随分以前ですけれども、行ったことがございます。手づくりソーセージでしたでしょうか、そんなようなものを体験させるとか、いろんなメニューがそろっておったと思いますし、私が行った当時から比べると、ここは本当に着実に成長をしておられるというふうに思います。今、よく志摩市へ出かけたりするんですが、途中で寄るサービスエリア等における売店でも、ここの製品が売っておりまして、大変人気のある商品が、このモクモクセンターの商品という形で、特別のコーナーを持って売られたりなんかしているところを見ますと、本当にすごいことだなというふうに思っておるところでございます。

しかし、このモクモク手づくりファームと同じような、発想で、私ども郡上市には、まさに高鷲に牧歌の里という、当時高鷲村で第三セクター方式でつくられた農村型公園があるわけでございまして、こういうものが今後さらに大きくなっていくてくれればいいと思っております。

テーマパークというのが一時期大変はやりましたけれども、一つつくりますと、常にリニューアルをしていかなければいけないとか、最初のうちは大変人気があるけれども、なかなかそれを維持していくとかというようなことは大変難しいところもございます。

そういうことで、御提言の趣旨は郡上市あたりでもこういうものは民間主導でできたらいいなと、さらに牧歌の里だけでなしに、できたらいいなという思いは私も持っております。もし、そういうプロジェクトが適切な場所で民間の事業主体、郡上市にとって、いわば地域のためになるような形態のものができることについては、何ら異論はない、むしろそういうものがあつたら、行政としてもサポートしたいという思いはございますが、これからの現実的なことを考えますと、私はどっかにそういう新たにテーマパークという形で囲い込んだ何かの特別なものをつくるというよりは、郡上市全体が農村公園であるというような考え方の中で、今、市内で取り組まれているグリーンツーリズムであるとか、民泊であるとか、そういうようなもの、あるいは道の駅であるとか、あるいは、さらには個々的にはいろんな体験型のいろんな施設もございます、そういうようなものをまずは着実に成長をさせていくということが非常に必要なのではないかとこのうに考えております。

ただ、もちろんさらにこういうものが郡上の地域特性を生かして、民間主導でできるということについては、もしそういうものができれば、適切な行政としての対応をしていく必要があるとこのうに思っております。

(7 番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷲見馨君。

○7 番(鷲見 馨君) この施設は、まったく事例でございまして、なかなか容易にはできまいと思ひますし、個性を生かすということが大事かと思ひますし、御案内のとおりもう30年を経過しておりますので、年に大体50万人ぐらいが来ると、14町歩ぐらいの農地や山を活用して、その場所の小麦とか大麦、あるいは豚を山地の中から生産活動、そして販売する6次産業の方針でやってみえるわけでございまして、こんなことならば、郡上、600万人近くが来るとか、あるいは郡上おどりがあるとか、スキー場があるとか、いろいろ貸し農園も頑張つてやっています。それが年間通じてこういうような場もありながら、みずからこういった店を起こしながらいく方法が長期にわたつて思ひつきができないかと、これもごらんのとおり、経団連の職員とか、そういう人が中心になつてやつてもらつたらいいですが、農協とか森林組合あたりも含めながら、総合的にひとつ研究をひとつお願いしたいと、そんなことを申し上げておきたいと思ひます。

それでは、3点目に入りたいと思ひますが、合併時の平成16年度から予算の推移を見ると、時の

要請、情勢もあって、投資的経費と義務的予算、福祉経費の変動が見られます。当然、福祉が教育も重要であります、将来、地方交付税減少の思いの中、さらに投資的建設予算が、減少が見込まれるのではないかと考えております。税収も厳しく、実質成長率の減少が予想されますが、今後の予算のバランス等思うときに、福祉事業の検証が今必要じゃないかと、そんなことをちょっと考えていますが、なかなか住民の意向も確かに福祉の重要な現になっておりますけども、これいろいろと将来活性化ということになりますと、一つの課題があるんじゃないかと、そういう面から、将来の方向につきまして、方針をお尋ねしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 市の財政運営の中で、いわゆる投資的経費、建設事業とか、そういったようなものをどの程度にするかということ、それからまた、今お話しのございました特に福祉の経費、そういうものの中で、特に一般に扶助費と言われておりますけども、そういったようないろんな福祉、医療、いろんな各方面にわたっての福祉の経費というもので、そういうものをどうするかというのは、これは常に大きな課題であろうかというふうに思っております。

お話しがございましたように、郡上市の場合、平成15年度の普通建設事業、投資的経費のうちの最も投資的なものでございますが、災害復旧を除いたものです。これは、平成15年度は150億円というような大変大きな額でございました。それが今、50億円とか60億円とかというようなオーダーの事業規模になっているということで、これは大変当時から比べると、小さくなっているという思いがいたします。

ちなみに、私も本当にこの平成15年度という年は、平成16年2月までは七つの町村がもう合併直前という形であった年度でございますので、非常に合併の前に投資的なそういう建設的な事業の中で、各町村で一つの何といいましょうか、やるべき課題を片づけておこうという思いがあったと思います。そういう意味で、異常に大きな額に膨れているということはあると思いますが、それでも私も9年度とか10年度、11年度、12年度あたりの郡上郡7カ町村の普通建設事業の規模を見てみますと、100億円は超えている、110億円とか、そういうような年度もあるということでございまして、この平成15年度がある意味で非常にちょっと異常ではあったとは言いますけども、合併前の七つの町村の普通建設事業というのはそれなりに必要があって、かなりの規模でやれていたということであらうかと思えます。

しかし、今、御承知のような起債の制約であるとか、いろんな形から、今やれている五、六十億円という額というのは、今の郡上市の財政が持っている力としてはぎりぎり私は限度いっぱいのところではないかというふうに思います。

そういう中で、片一方で、福祉のほうの経費ですけれども、これも当時、平成15年度の扶助費というのを見てみますと、12億円ぐらいでございまして、これが平成22年度ですと27億円というよう

な形で、まさに倍増以上しております。しかし、この中には、当時は町村でございましたので、福祉事務所が県のほうにございまして、福祉事務のうちの生活保護であるとか、いろんなものが県のほうの事業としてやられていたと。それが、16年度からの市政施行によって市のほうへ事務が移ってきたという形でふえている福祉の経費がございまして、あるいは平成22年度あたり、こんなに大きくなっているのは、例の子ども手当が当時の、以前の児童手当と比べましても、少なくとも5億円以上ふえているというようなことの中で膨らんできていると思います。あるいは、先ほど申し上げました小中学生への医療費の無料化のための経費とか、こういうものもこの扶助費の中へ入っているわけですけども、そういうものでございます。

これからのこの福祉の考え、経費というものを見てみますと、これからもますます高齢化をしていくということと、それから例えば若い世代の人たちに対する子育て支援をやっていかなければいけないというような意味でふえる要素がかなりあると思いますが、また、一方では、これは人口の減少という問題もありますので、その辺の兼ね合いで、福祉という問題は、どうなっていくかと。必ずしも直線的に、今、言ったような形で伸びていくものではないというふうに私は思っております。

この福祉については、御指摘のように、市民の皆さんにとっては、非常に大切なことでございますので、よく精査をしながら、決してしかしこの福祉というものが他の自治体に対して劣っているようなことでは人も住んでくれないので、必要な範囲において、充実をしていかなければいけないと思っておりますし、この福祉は、単に消費ということだけでなしに、福祉のいろんな現場を充実していくということは、雇用の面でも、ある意味では他の産業と同様の効果も持っておりますので、そういうことを勘案しながら、このこうした投資的な経費のあり方、あるいは福祉のあり方というようなものをしっかりバランスをとって、財政運営をしていかなければいけないというふうに考えております。

(7 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7 番（鷺見 馨君） 今、説明がありましたように、15年は特別かと思いますが、順次その流れがここに来ておると。それは一概には言えません。そのことは大事なことですけれども、ちょっと比率が行き過ぎじゃないかなという指摘と、もうちょっと市民も自立の精神というか、もう高齢者の負担なんかでも、医療負担なんかでも、これは国保の関係ですけども、2割といいながら1割しか負担しとらんとか、いろいろなこともあって、もうちょっとそういう理解をしていかんと、なかなか経済の活性化は難しい。そら税収が上がってきたり、交付税や補助金が上がってくればいいけど、そういう近い将来は、国県に頼ることは難しかろうというなれば、所得収入がなければ、これまた大変やもんで、ある程度のことは認めながらも、ちょっと検証をする向きでないかと思って

おります。

例えば、これは言うてはどうかと思いますが、16年ごろから現在の流れを見ると、生活保護とか、あるいは特に離婚の率なんかは5割以上の現在ふえてきておるということは、その福祉に甘えがあるんじゃないかという指摘もないんじゃないと思うんです。確かに厳しい人も苦しい人があろうと思いますけども、そんなこともある程度難しい点だけでも、検証しながら、方向をしっかりとさせていただきたいと、こんなことを思いながら、この件につきましては質問を終わらせていただきます。

次は3点目でございますが、昨今は、地域、コミュニティの希薄化が起きておりまして、非常に弊害が出ておるかと思っています。地域の行事や祭りによって、コミュニティを活性化させ、地域を育てていくことが大切であると考えます。地域のイベント、親子での共同作業などに参加するような取り組みができないか、お伺いをいたします。

また、郡上におきましては、祭りという本がありますが、地域が祭り、あるいはそうした主要なイベントの映像で収録し、後世に残していくことができないか、お伺いをいたします。

また、地域の名物、名産など加えた総合的な案内板、そんなことも知ることによって、まず郡上市民が広いこの郡上の中の現状をしっかり把握するということがふるさと教育の一環につながると考えておりますが、そうした案内板の充実と設置の可能性についてお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 地域イベント等に若いといいますか、子どもたちを参加させてといいますか、参加してもらって、しっかりした後継者をつくっていくということが非常に大事なことだと思いますし、それはまさにしかし、コミュニティの仕事であるというふうに思います。行政としては、もちろんそれ、そうした全体のそうしたことを教育の面からも行政の面からもサポートをするということはしていかなければいけないと思いますが、今、市内の幾つかのいろんなところで伝統的な祭りや、あるいは地域の行事と、こういうようなものは行われておりますけども、こういうものに早くから子どもたちに、例えば企画段階から参画をさせるとか、そういうようなことは、まさにそれぞれの地域において、お宮さんのお祭りであるとか、あるいは公民館単位の行事であるとか、いろんなことがあるわけですが、そういうものを一緒にやろうということで、子どもたち、若い小中学生、高校生、そうした人たちをどうやって引き込んでいけるかというのは、まさにその地域のコミュニティの力量にかかっているというふうに思います。それを、それはしかもそのようにコミュニティの今、現在、地域社会を担っている大人たちが、そういう形で強力に子どもたちを引き込んでいくという、そのためには随分労力も要るでしょうし、いろんなことが大変だろうと思いますが、確固たる信念を持って、子どもたちを巻き込んでいくという努力をしてもらいたいというふうに思います。

それを行政的にサポートする、教育行政の面からもサポートするという必要性もいろいろあると思います。学校の基本的な考え方であるとか、そういうこともあると思いますので、そういうことについては、私はその必要性をしっかりと認識をして、応援をしていく必要があるというふうに思っております。

それから、地域の今、そういう地域社会、コミュニティというの、あるいは伝統行事というようなものも非常にこれからの存続ということの中では、厳しい状況の中にございます。

そういう中で、そういう伝統文化とか芸能とか、いろんなものを後世へ残していくためにも、しっかりそういう映像というような形で記録をしていくということは本当に大事なことだと思います。よく市内の祭りなんかに行きますと、必ず決まった方が丹念に祭りをしっかりカメラにおさめておられたりしておられますし、そういう作業というのは非常に大切ですし、また、そういう祭りなんかを実際にやられたところも、その祭りのおどりの所作一つも、先生がいなくなったら、もうわかんなくなったというようなことにならないように、しっかり記録をしていくということが必要だと思いますし、郡上市としても、公の立場からも、今後、そういったものの映像というようなものをしっかり郡上のアーカイブスといいますか、今、そういう言い方をしておりますけども、記録として残していく必要があると。

あるいは、また、旧町村時代にいろいろな形でも8ミリフィルムとか、16ミリとかというような形の長いフィルムでとられている映像というようなものもかなりあるようでございますので、そういうものも現在の段階にそれを活用して、見られるような形で、例えばDVD化するとか、そういう作業もこれから必要だろうというふうに思っております。

そういったことについては、また、教育委員会のほうともよく御相談をして、そんな記録が残せていけるような体制というものを検討し、整えてまいりたいというふうに思います。

それから、ふるさとをよく知ってもらう、愛郷心を養う、そういったようなことから、いろんな市内の地域のいろんな名勝であるとか、旧跡であるとか、そういったものを常に立て看板のようなもので、その由来を書いたり、そうしたものを残しておくということは、これもまた非常に大切なふるさとの郷土教育の一環でもあると思います。これは、それとともに、外から来られた方がまたその場所を見て、なるほどここにはこういういわれがあるのかというようなことで見ていただけるということになると思いますけども、例えば、この間、国体のキャンペーンのために長良川清流ウォークがございました。そこで、長滝白山神社の長良川鉄道の駅からずっと歩いて、白鳥創造館まで行ったんですけれども、例えば、長滝神社を少し南下したところにおまん桜という桜がございすけども、ああいうものがなぜおまん桜というのは、何なのかということが、もとの桜は多分あれもう枯れてしまっているのかと思いますが、ただ、おまん桜というものが、どういういわれがあって、白鳥おどりの中にも歌詞として歌われておりますけども、そういうものがどういういわれがあ

るかというようなことを、ふだん、地域の人たちがもうだんだん伝承されていかなくなると、だれも知らなくなってしまうと、小さい子どもたちは。ということからすると、あそこにそういうものの説明板のようなものがあって、こういう悲恋物語があそこにはあったんだというようなことがわかるような絵物があるといいなと思って、私も思いましたけども、そんなようなものが、今、郡上市の中ではいろいろ歴史研究グループの方々、例えば郡上一揆ゆかりの地域についてのいろんなそういう看板のようなものを立てたりして、そういう保存というか、検証というか、そういうことに御努力いただいておりますけども、そういうようなことは今後も続けていく必要があるし、これをすべて市でやるというよりも、むしろ地域で、その地域の歴史や資源、いろんなものを見直す中で、自分たちで地域の教科書をつくると、まさに白鳥町の六ノ里でやられたような、ああいうものの中の一環として、例えばそういういろんな地域の名勝やいろんなものを地図の上にといいですか、そういう模式的なものの中に地域のいろんないわれのあるものを残して、きちっと伝承をしていくということが必要ではないかというふうに思います。もしそういうことについても、また、地域のそういう自主的な動きがあるということであれば、可能な限りの財政的な支援等はしていく必要があるというふうに思っているところでございます。

(7 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7 番（鷺見 馨君） ありがとうございます。確かに合併 9 年、10 年迎える中に、市民の皆さんが、子どもを初め、市内をどれだけ知っておるかということを考えてみると、勉強されておる方もあろうと思いますけども、コミュニティやふるさと教育というものが一層大事じゃないかと。何せ広いということと、縦長にある。片一方は春なら、片一方はもはや秋になつとるというような、そういう季節感もありますので、そういう個性を生かすためにも、魅力は十分あると思っておりますが、何とか部落の祭り、地域の祭りは神仏の関係もありますので、余り入り込みはできませんけども、地域のコミュニティをつくるには非常に大事なチャンスであると、これをそれなりの方法で、指導も、あるいは関心を持っていただきながら、生かしていただきたいし、また、看板の場合もずっと見させていただきましたが、確かにたくさんありますが、それは縦割的な観光の看板とか、こういうところでいろいろありまして、総合的な案内板等の案外少ない。できれば、市民用の、前にもありましたが、情報発信を、もう少し最新版をつくりながら、やっておられる学校の中で、教科の中にそれもひとつ含めて周知徹底を図っていくというようなことがあれば、どこにどういう施設があって、どういう史跡、名産があるかということもまずわかりやすいと思うし、それがいずれは子どもがどこに行っても、ふるさとの愛郷心というものが育ってくるような気がします。そういうようなことも御指導をぜひ改めてお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、さくら道ネイチャーイベントにつきまして申し上げますが、大体内容も

御存じのとおり、来年20回を迎えるわけでございますけど、20回は記念事業でございますので、それなりに頑張ってくださいまして、今までの多少の検証とそれ以後をどういう対応をされていくのか、ちょっとお伺いしながら、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） さくら道国際ネーチャーランについてでありますけれども、これはことしのネーチャーランで19回目を数えたわけでございます。来年はいよいよ20回ということでありまして、随分私は最初、このネーチャーランをやられ始めたときには、御苦労をなさっただろうと思います、関係者の皆さんが。よくここまでのいわば日本でも、あるいは世界的にも国際的な参加者もございますので、本当に定評のあるいわばウルトラマラソンといえますか、そういうようなものに育ったなというふうに思っております。

私は、基本的には、今後とも続けていきたいというふうに思っております。ここまで育ったさくら道国際ネーチャーランをぜひとも今後とも郡上市のこれこそ情報発信をするためにも、続けていきたいと思いますが、課題はいろいろございます。特に、このネーチャーランを支えておっていただく方々、支え手が非常に固定化をしてしまって、もう最初から御苦労をいただいている方が、今に至っても高齢になっても担ってくださっている方の主力になっているというところ、そういう担い手、支え手のいわば若返りといえますか、若い人たちにも入ってもらわなければいけないというようなことを思っておりまして、これはいつも課題になるんですけども、いよいよ本腰を入れて取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。ことしあたり、かなりエードステーションがもう減少をしているということがございますので、ぜひ第20回へ向けては、もう一度、それからさらなる飛躍というものの試金石という思いでもって、この20回目を取り組んでいってほしいというふうに思っていますし、私もそのように取り組んでまいりたいというふうに思います。

（7番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） これ、運営委員会の課題でございますので、余り難しいんですけども、おかげさまでランナー1,500人ぐらい、外国人が200人以上来たと思いますし、これから後半の北部の関係が一番大変難しい、二つ目が、郡上のビックイベントとして郡上じゅうでひとつ支えていただきたい、そんなことを強く要望しまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、鷺見馨君の質問を終了いたします。

◇ 田 代 はつ江 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきますと思います。

最初に、私が小学校の、中学校のときに国語の時間に中国の故事ということで、杞憂という言葉勉強したことがありますけれども、その杞憂という言葉が妙に耳について、ずっと離れていまして、杞という国に、昔天が落ちてこないか、星や月が落ちてこないかとか、地面が壊れないかとか、そんなことを心配して心配して、食事ものどに通らない、夜も寝れないという人の例えから、取り越し苦労とか、無用の心配のことを杞憂というそうですけれども、今まさにそれが笑いごとでは済まされない、そういうときが来たように思います。

それでは、こういう防災のことも含めまして、4点質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、安心安全な環境づくりということで質問をさせていただきます。

この件につきましては、きのう上田議員、それからきょう渡辺議員と同様の質問をされておりますので、答弁につきましては特別なことがあれば、行っていただきたいと思いますが、とりあえず用意してきたことだけを読ませていただきます。

京都府亀岡市で集団登校中の児童、保護者の列に軽自動車が突入し、死傷者が出た事故など、登下校中の子どもたちを襲う痛ましい交通事故が相次いでいます。都会と比べれば、郡上市は交通量、危険箇所も少なく、通学路として安全が確保されているように見えるかもしれませんが、通学路での惨事を防ぐために、通学路に危険、盲点はないかを総点検、さらには子どもの視点でも点検する。

また、ドライバーの安全意識の啓発、そして地域社会の見守り等を実施していただきたいと思います。この件につきましては、去る5月10日、警察署、土木事務所、市の職員が参加して、学校などから改善要望が出ている箇所を見て回り、対策を協議されたことが新聞に掲載されていました。きのうのお答えになったこと以外でもしあれば教えていただきたいと思いますが、なければこのまま省かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 通学路の点検でございますが、簡単に申し上げますと、重複しますので、5月1日に、これは国のほうでも、今、文部科学省、あるいは国土交通省、それから警察庁と、三者が合同で緊急点検をするようにというような指導がなされております。

郡上市の教育委員会におきましては、それに先立ちまして、5月1日に教育委員会から各学校に点検依頼をさせていただいたということでございます。

その結果、危険箇所と指摘があったのが125カ所ということでございまして、そのうち30カ所余

りにつきまして、改善の要望が出されたということでございます。

改善の要望の内容としましては、先般もお話しがございました。その改善の中で、さらに絞り込みをいたしまして、数か所につきまして、今、お話しがございましたように、5月10日に警察署、それから県の土木事務所、あるいは市の職員等で、県道を中心として、点検を行わせていただいたということでございます。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。

それでは、この件につきましての2点目ですけれども、警察庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は昨年1年間で2,485人に上ると言われているということで、その数の多さに驚かれますが、これでも過去5年のうちで最も少ない数だそうです。横断歩道の新設やガードレールの設置といったハード面の対策に加え、ドライバーの安全意識の啓発、集団登校のあり方などを含めたソフト面での対策も必要と思います。通学時間帯に車の進入禁止の表示など、気がつかない人もいます。ゾーン30、スピードダウンと表示し、通学路の安全対策のため、制限速度を30キロ以下に規制しているところもあります。

ここで少しお聞きしたいことがありますけれども、今回の質問をするに当たって、八幡町に限りますけれども、通学路、学校付近の通学路を少し歩いて点検をしてみました。そのとき気がついたので、知人にも教えていただいて、こんなことがあったんかと思ったことの中に、標識の中にこういう標識がありました。バイパスの少しこっちの日吉通りから願蓮寺さんのあそこまでの通りと、それからまた常盤町と、それからその隣の朝日町と、そしてすぐ八小の横の愛宕町のこちらの学校に沿った愛宕町なんですけれども、そのこのところの4カ所を見つけたんですけれども、7時半から8時半まで、日曜祭日を除く、この場所においては、歩行者、自転車用道路ということで、車が入れないと、そういうふうに理解をしていいもんなのか、ちょっと私もわかりませんでしたけれども、この標識には絵としても歩行者の絵と自転車の絵が同様に書かれておりました。さらに、学校橋のところにもあるんですけれども、小学校の横については夕方の15時から16時も、その7時半から8時半に加えて、道路、歩行者、自動車用の道路と、専用とは書いてありませんでしたので、大変私もちょっと理解するのに困ったんですけれども、今、そういうことを知っていて、この時間帯に車を進入しないという方はちょっとわからない、そういう人は見えないような気がして、ほとんどの人がそういうことを知ってみえないんじゃないかということを思ったんですけれども、そういうことを、そういう標識のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） 今のお話でございますが、一応、何年か前になると思いますが、そうい

った対策を行っているけれども、一般の方、ドライバーの方が御存じなくて、守られていないということがあるということなんだろうと思います。この通学路につきましては、スクールゾーンということで設置したときに、そういった時間規制をあわせて設置がされたというふうに思っております。こういった時間規制がされている道路が八幡のまちの中には数カ所ございます。こういった時間規制をするに当たっては、その道路しか通学路に使えないというような事情、あるいは、しかもその道路が危険な状態であるということ、そういったことがあり、しかも、ここをそういうふうを設定するに当たっては、多分、当時、そこにはその道路を挟んで、お住まいの生活をしてみえる、お見えになる方がございます。そういった方の御協力もいただいて、承諾もいただいて、そういったことが設置されてきたんだろうというふうに思っております。

ですから、その当時におきましては、多分そういった周知もなされて、そういったことも守られてきたんだろうと思いますが、それから何年もたちまして、そういった認識が薄らいできているということは確かでないかなということを思います。

ですから、その今議員御指摘の箇所につきましては、再度、確認をさせていただき、その実際に児童が通学する時間帯にどういう状況であるのか、そういったこともあわせて先生にも、あるいはひょっとしたら警察の方にも加わっていただき、再度点検をさせていただきたいと。その結果、これはという結果が出た場合には、警察にも協力をお願いして、さらなる周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

(4 番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4 番(田代はつ江君) ありがとうございます。恐らく、今は生活道路になっておりますので、ずっと前にこういうことが設定されたんだと私も思いましたけれども、必要であれば、再度検証をしていただいて、もしそれが無理であれば、速度制限とか、そういう面でまた子どもたちの痛ましい事故をなくするために努力をお願いしたいと思います。

では、2 点目に入らせていただきます。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりということで、質問をさせていただきます。

最初に、母乳のことなんですけれども、過日行われた商工会女性部の通常総会の席上、来賓でお見えになった日置市長のお話しの中で、郡上市における出生数が平成19年度330人であったのが平成22年度は309人と減少したが、昨年平成23年度には330人と少しずつではあるがふえてきているという大変うれしい報告をされ、郡上市の将来に明るい光が差し込んできたように思いました。

妊婦さんには、今までのもこんなことをやってもらえるといいんだけどなどという要望等をいろいろお聞きしてきましたが、今回は母乳育児で頑張ってみえる郡上市民病院への要望として、お母さんの声を届けたいと思います。

郡上市民病院は、2009年8月に岐阜県下初の赤ちゃんに優しい病院に認定され、特に母乳育児を支援してみえます。ホームページを見ると、母乳のよさについて、まず経済的です。そして、産後の回復が早くなります。そして、いつでもどこでも授乳ができます。お母さんが将来、乳がんや卵巣がんにかかりにくいと言われていました。などなど、代表的なことが上げてありました。

ところが、ミルクの場合は、どれだけの量を赤ちゃんが飲んだかが一目瞭然であるのに対し、母乳というのは量がわかりません。入院中は何かと安心していただけるのが、退院後は1カ月健診までが大きくなっているのかしらと心配でならないそうです。赤ちゃん小さいし、などと何げなくかけられる言葉にも、初めてのお母さんになった人は不安になることがあるそうです。1カ月に満たない赤ちゃんを連れて、たびたび病院へ足を運ぶことも、冬場などは大変だし、できれば貸し出し用の体重計を幾つか用意され、退院するとき貸していただければ、安心して母乳育児ができ我想います。長く必要なものではありませんので、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一つとして御検討いただきたいと思ひます。まず1点、このことをお聞きしたいと思ひます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

郡上市民病院事務局長 猪島敦君。

○郡上市民病院事務局長（猪島 敦君） ただいまの御質問に答弁をさせていただきたいと思ひます。

赤ちゃんに優しい病院ということがございましたが、実は、郡上市民病院も赤ちゃんに優しい病院ということで指定を受けております。これは、WHO世界保健機構と、それからユニセフです。世界児童基金、この国際機関が認定しておりまして、母乳育児を実践する参加施設に対しまして、を認定いたしております。

日本では63施設、全世界では1万5,000施設あると言われておりますが、そのうち、県内には2施設ありまして、そのうちの1施設が郡上市民病院ということになっております。

母乳育児は、母乳を与えることだけではなくして、例えば、産後赤ちゃんをお母さんのおなかの上に乗せまると、赤ちゃんは一生懸命お母さんのお乳を探すそうです。そのようなことをカンガルーケアといいまして、市民病院でも取り入れております。

さらに、その母乳の中には赤ちゃんに必要なすべての栄養をもつと言われておりますし、また、免疫物質も当然含まれておると言われております。特にその母乳でお育て、されるということは、赤ちゃんとお母さんが触れ合うということで、その機会をたくさん持つことによって、赤ちゃんの精神的な発達に大きく貢献すると言われております。

そんなことから、母乳育児はお母さんだけでなく、お子さんに、赤ちゃんにとっても非常に利点が多いものだと言われております。

また、ちょっと議員のほうから御指摘がございました母乳の関係だと、ミルクと違って飲む量がわからないということであつたんですが、実は、母乳は非常に消化がいいそうでございます。そん

なことから、赤ちゃんが欲しがる時には、どんだけでも欲しがるだけ与えてくださいということで、そのどれだけ飲ませてでもいいということが、飲ませることが重要だというふうに言われておるそうでございます。

それから、ちなみに市民病院での出産件数を申し上げますと、平成22年度318人を産まれたそうございまして、23年度におきましては300人ということで、若干減少はしております。ただ、市民の出生、出産を見ますと、平成22年度では214人、それから平成23年度におきましては224人ということで、増加をしてきております。

先ほど、議員言われましたように、市内の出生人数330人ということで、その割合にしますと68%ということで、10人のうち7人の方は市民病院でお生まれになるとということになります。

それで、市民病院で体重計の貸し出しはできないかという御質問でございますが、実は、市民病院で今生まれてみえます赤ちゃんの体重を確認しておりますのは、入院期間中ですが、入院期間中におきましては、生まれたすぐから体重減少があるということで、毎日確認をしております。

それから、退院後の10日前後に御自宅へお伺いしております育児指導というのをやっておるんですが、そのときには、市民病院からも体重計を持参しまして、確認をさせていただいております。

さらに、1カ月健診で確認をさせていただいておりますが、赤ちゃんの体重というのは1日に10グラムから30グラムふえるというふうに言われております。非常に個人差もあるということで、体重も停滞期とまた増加期があるということから、また、それにどうも体重をはかる時間、朝であったり、夕方であったりというようなことでも体重に差があるということが言われておりまして、その体重を目安として、その発育を判断しようとする、1週間から2週間の経過をもって判断すべきだというふうに言われております。

そんなことから、現在では、市民病院では体重計の貸し出し等の事業は行っておりません。毎日体重をはかられることによって、お母さんや御家族の方が、体重の停滞期においては非常に不安になったり、心配になられるということもございます。そんなことから、今後においては、市民病院といたしましても、そういう御要望があるということであれば、専門家である小児科とか、または婦人科の、産婦人科です。産科の先生方とも相談しながら、貸し出しについては検討をさせていただきたいと考えております。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。私も何十年前に子どもを3人産んで育てておりますけども、もうそんなことはすっかり忘れてしまいましたけれども、多分、体重の増減によって喜んだり、あれをして、病院でそうではないよって言われたんだということを今思い出しております。

いずれにしても、今、赤ちゃんの出産にかかわってみえるのは、郡上市の中では市民病院だ

けですので、どうかお母さんが安心して妊娠、出産、育児に専念できるような、そういう環境をつくっていただきたいと思います。

今、母乳育児の育児支援についてお聞きしましたが、赤ちゃんに優しい病院として、特にこれだけとは取り組んでみえることがありましたら、余り時間がないので、簡単に結構ですので、一つ二つ教えていただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） では簡単に。

郡上市民病院事務局長 猪島敦君。

○郡上市民病院事務局長（猪島 敦君） そうしましたら、市民病院で赤ちゃんに対し優しい取り組みということでございますので、市民病院では実は退院後の支援としまして、産婦人科の外来におきまして、相談窓口を開設しております。また、24時間体制で助産師が常駐しておりますものですから、24時間体制で電話相談の窓口も開設をいたしております。両方とも支援体制をとっておりますので、多くの皆さの御利用をしていただければと思っております。

また、新生児訪問につきましても、必要時には何回でも訪問をさせていただくというような取り組みをさせていただいておりますし、あと、市民病院へおかけいただいたときに、こういう母子のしおりという形で、非常に手引書でございます。これ63ページほどございまして、中には妊娠期の生活から、それから届け出、出産準備、赤ちゃんに起こりやすい事故、病気というものが取りまとめられておりまして、一読していただくと非常にいいものだと思っております。これは市民病院の助産師が自分らのものでつくっておりますので、また、ちょっと見ていただければと思います。

それから、実は、市民病院の中には若い世代のお母さん、お父さんを支援するために、病児保育を開設しておりまして、その院内で行っておる関係から、保育士と看護師がそのことに当たっております。中には、小児科も常駐しておりますものですから、安心してお預けいただけるんではないかと思っておりますし、当日の朝でも対応をとれるような体制をしております、とっておりますので、どんどん御利用いただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

（4 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4 番（田代はつ江君） 詳細にわたり、ありがとうございました。

それでは、次の3点目に移りたいと思います。

3点目は、女性の視点から防災・減災ということで、今後30年以内の発生確率が高いと言われ、対応準備の必要性が叫ばれているきょうこのごろです。自然災害は人間の力で食い止めるのは不可能ですが、日ごろの備えによって被害を減らす減災はできます。今回、市は自主防災組織の活性化及び強化を図ることを目的として、郡上市自主防災組織活動補助金事業を実施することを決定され、

自主防災会が購入、備蓄する防災資機材への補助などの詳細が説明されました。いつかに備え、今やろう。家族と自分を守るため、そのうちでやろうではなく、本気で取り組まなければならないときが来たように思います。

補助金対象となる事業の中で、防災士資格取得のための経費を市が負担というのもあり、自治会を中心に防災リーダーの候補者を募ってみました。最初にこの応募者の現状についてお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 防災士の応募者の現状でございます。今年度の6月15日現在でございますが、5名ということでございます。それで、大和地域で2名、高鷺、美並、和良地域で各1名というような状況で、全員男性の方でございます。年齢は40歳後半から60歳超えておるという状況でございます。ことしにおいて、特に受験日が9月22日から23日という期間でありまして、次週から清流国体が開催されるということで、非常に都合が重なったという点でございます。

また、こういう防災士は、地域の防災力の向上のためにも非常に大切なことであり、通年通して応募者を募っていきたいと思っております。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） この件につきましては、できれば女性もぜひ参加したいと思ひまして、あちこち声をかけてみましたが、何かと行事の多い9月の土曜日、日曜日の2日間で、早朝より夕方までみっちり、しかも会場は名古屋です。来年になるともっと遠くの会場になるということです。ますます大変になると思うと、今がチャンスだから、無理してでもとも思ひましたが、結局、私の周りでは、応募者はありませんでした。資格も大切ですが、特に女性の場合、もう少し柔軟に対応していただき、1人でも多くの方が郡上市版の防災士の育成に力を入れていただく研修は組めないのでしょうか。大切なことは、いざというときの行動力と心構えが大切だと思います。例えば、女性の視点で防災ということ、減災ということになりますと、ちょっとこれ思いつかないようなことが出てたんですけども、声を発することの訓練をすること。例えば、救急体験では、だれか来てくださって大声で出すこと。消火体験では、火事だって、なかなかこの声というのが、いざというときには出せないで、そういう訓練をしていくこととか、また、避難所を開設して、その避難所で運営の体験とか、いろんなことをしていくって、そういうことも含めて、女性でこういうことをやっていただきたいなとも思ひますし、昨日の操法大会でも思ひました。今、女性の会がほとんどのところで解散をして、八幡だけが残っているわけですが、きのうも八幡の若干の人ではありますけれども、八幡の女性防火クラブの人が制服を着て、制帽をかぶって、そして応援に来て見

えました。今は八幡では、たしかことしからだと思いますけれども女性の会と、それから防火クラブの組織を本当にきちんと分けてしまって、今後に備えるそういう活動に対応できるようにということで、今、組織を分けて、そして女性防火クラブとして一本立ちを今、していくように頑張っていて、ことし発足されたんですけども、そういうことも含めて、とにかく今後に女性の視点で、そういう郡上市版の防災、ミニ防災士というところちょっと聞こえがおかしいかもしれませんが、要するに資格云々よりも、いざというときにできる、そういうことを考えていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、防災士のことにちょっと触れさせていただきますけど、防災士は全国にどのくらいみえるかというと、今、5万1,851人でございます。それで、郡上市は今、10名、23年度に資格取得をしてございます。これは職員でございます。

話の中に、来年度以降は遠く、受験会場が遠くなるというようなことが言われましたけど、来年度においても名古屋会場のほうで行われるということでございます。

日程等々については、応募状況によって2回、3回と組まれるときもありますし、1回で終わるときもあるというような状況でございます。

それで今、議員御質問の中で、防災活動でございますが、今、自治会とか自主防災会の中でいろんな防災活動を行っていただいております。非常に災害時には、被害の軽減とか、被災者の支援、または、通常時には防災活動の、防災意識の啓発といったようなことの、専門的な防災知識を防災士となって、講習を受けられて、リーダーとなって育成されていくことも重要でございます。

このような防災士育成された後に、市としても自主防災会等々の訓練等においても、防災士中心に、その防災活動を訓練とか講座も行っていきたいと。

今、議員言われましたように、女性の会とか、いろいろそういう団体がそういうことの中で講座を実施していきたいということになれば、市の職員、防災士いますので、ぜひともお呼びいただければ、行きたいなど、参加させていただいて、講座を開いていきたいというふうに思っております。

それで、今、声を発するとか、いろんな女性からの視点の防災訓練とか、そういう提案ございますので、そういうこともよく検討しながら、一緒になって防災活動をやって行きたいなというふうに考えています。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

人口減少を食いとめる対策ということで、人口減少を食いとめる対策として、若者の働く場所の確保と並んで重要視されることに、婚活支援があります。幸い、郡上市の婚活は、市の結婚相談員、商工会女性部の御努力により、着々と成果を上げられ、頭の下がる思いです。プライベートな問題なので、相談員の方も多くは語られませんが、その過程にたどり着くまでの御苦労は、私たちの想像以上のものと推察します。出会いの結果、二人の喜びの顔が見えるときは、この仕事冥利につきますが、悲しみ、つらさを一緒に味わわなければならないこともあり、一緒に涙を流したことも何度かありましたと語って見えましたが心に残っております。

でも、だれかが世話焼きおじさん、世話焼きお婆さんになって、この活動を進めていただかなくては、人口減少、ひいては少子化問題に及び、将来この郡上市を支える力が低下してしまうと思います。

婚活というと、20代から30代の若者が対象と思われがちですが、結婚の時期を何らかの理由で逃してしまった40代後半から60代の方、また、連れ合いを亡くされ、老後のひとり暮らしを心配してみえる方、縁がなくて、離婚はしたけど、もう一度家庭を持ちたいと夢をもってみえる人など、今回、いろいろな人の要望を聞く機会がありました。

そんなときテレビで、シルバー婚活という番組を見ました。40代後半から50代前後の方は、シルバー婚活とは言いませんが、結婚相談員の皆さん、ますますお忙しくなり、申しわけありませんが、こんな要望にもこたえていただけるような機会をお願いしたいと思います。まず第1点、お願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、マリアージュ郡上の取り組みにつきまして、お答えをさせていただきます。

冒頭にございましたが、郡上市では現在6名の結婚相談員の皆さんが誠心誠意熱心に、また、無料でプライバシーを守って相談業務に当たっていただいております。成果も着実に上がっております。商工会女性部の皆さん、また、公民館やNPOでのお取り組みもあります。本当にありがたく感謝を申し上げたいと思っております。

少しよろしいでしょうか。PRということをしていただきたいわけですけども、定例の相談が毎週水曜日と土曜日に午後1時から4時まで、中坪庁舎で、結婚相談所で行われております。予約制でございますけれども、このことをより広く知っていただきたいと思っております。現在、いろんな会合の場でも、こうした御紹介の資料をもって、今、PRに努めております。また、近日常中には、相談員さん自身に出でいただきまして、ケーブルテレビでもこうした活動をしておるということを広く御承知いただくようなPR活動もしていきたいと思っております。

そこで、ただいま御指摘は、より高い年齢層の皆さんの、あるいは結婚されたけれども、何らかの事情でお一人になった方、そういう方を含めての取り組みということでございます。

先般、国勢調査の結果が出ておりますが、平成、先般のです。郡上市の未婚率を見ますと35歳から39歳の男性で初めて30.0%の高い率に現在なったことがわかりました。10年前はこれが23.1%でございました。女性は35から39歳までで、13.2%、同じく10年前は7.6%です。全国平均と比べると、これでもまだ低いわけではありますが、郡上市でも、相当晩婚化といいますが、そういう状況が進んでおるといことがわかります。

こうした現状を見ますと、アラフォーって言われますけども、40歳前後、アラウンドフォーティというんですか、こういう40歳、30歳の半ばから40歳の半ばくらいまで、これくらいの年代の方が、現在、この結婚相談の主な対象になってきておるのではないかというふうにして思います。

マッチングにおいて、一番大事なその最初の入り口でありますプロフィールの登録につきましては、年齢線源はありません。したがって、50代でも、場合によりましては60代でもこれはできることであります。

たまたま、今度7月7日にこうした鉄コンというふうな、長良川鉄道を使いまして、婚活のイベントを開催させていただきます。ただいまこれ募集中ですけれども、この場合ですと、実は、22歳以上から45歳以下と、結婚歴につきましては、これはあっても独身であれば可というふうであります。

したがって、我々どうしてもいろんなイベントを組む場合に、そうした45歳以下とか、そういうふうなものを想定してしまいがちであります。ただいまの御指摘を受けまして、そうした年代の方にも必要なことではないかというふうにして、認識を新たにしたいところでございます。

必ずしも、少子化対策だけではなくて、そのパートナーの方とより自立した幸せな家庭を持てるという、その時間、すごく大事だと思いますので、そういうことを大事に受けとめさせていただきます。45歳以上の方、あるいは結婚歴のある方にも、そういうふうな門戸を広く開けていく、そうしたあり方につきましては、相談員の皆さんとともに、具体的にどうしていかうかというふうなことににつきましては、検討をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） それでは、最後にこの婚活のことですけれども、プライベートな問題に踏み込むことですので、活動のすそ野が広がるのは、今以上に御苦勞をおかけすることになると思いますが、振興事務所の職員も支援員となり、体制は今万全になっているとお聞きしておりますが、昨年より加わられた支援員の方とマリアーージュとの協力体制は現在、どのような方法でなされているのか教えていただきたいことと、続きまして、ふだんからあれやこれやと出会いのきっかけをつく

るために、個人的にもかなりの委員の方は負担をされていると思います。そんなことは一度も口に出して言われたことはありませんけれども、活動に応じて、市としてももう少し配慮があってもいいかと思います。市の婚活に対しての考えをお聞かせください。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） マリアージュ郡上は、現在、この結婚相談員の方6名と、それから商工会女性部の結婚相談員に当たっていただいております女性の支部長さん8名によりまして、等の組織されております。この中で、支援員は昨年、ある意味、協働のいわゆる行政側の一つの役割というものもあるということも考えながら、あるいは庁舎を使っていただくとか、さまざまな相談相手にならさせていただくという意味において、御要請もあるし、必要だということで、振興事務所の所長に当たる職員を7名支援員として市長からそうした任命がされたところでございます。

実際のところは、まだ1年たったところですので、相談員の方とか、商工会の皆さんから相談を受けながら、そのことに対応していくということが多いわけでありますけれども、企画の相談、チラシの印刷、あるいは会場の御利用についての御提供、そしてPR活動、イベントに当たってのジョブといいますか、応援と、そんなようなことをやっていただいておりますということで、実際、細かな部分であったとしても、その市の直接の担当者にしてみますと、その振興事務所と、そして相談員さんと商工会の担当の皆さんがつながっていくというネットワークができてきたということについては、一つの道が開けていくんじゃないかというふうにして考えております。

積み上げていく中で、より役割として必要なことが果たしていけるように、工夫していきたいと思っておりますので、また、いろいろと御提言をいただきたいと思います。

それから、この市の委嘱相談員の皆さんにつきましては、定例のこの相談業務以外に、あるいはそうした机上の作業以外に、非常に繊細な場面、あるいはプライバシーをお守りしなくてはならないという非常に神経をお使いになるところで、人の目につかないそういうところで、本当に御尽力をいただいておりますと思っております、頭の下がる思いをしております。

結婚に至らなかったケースであったとしても、そこにも相当な御尽力もあったということだと思います。

そういうことに対しましてのいわゆる成果報酬とか、そういうことはありませんが、さまざまな御尽力だとか、あるいは相談業務につきましては、月額報酬として2万円、これは市の相談員だけですけれども、それからお足代というものを、その当番日につきましてはお支払をするというふうなことでございます。

このほか、相談員の協議会がありますので、皆さんの場合によりましては必要な研修でありますとか、あるいは先ほどの鉄コンというイベントもそう、どっちかというとイベントが多いわけですが、そういうことに対しまして、ことしですと111万円のその資金といいますか、そういう

ものを補助金として出させていただくと、そんなような財政支援、それから人的支援といいますか、協働させていただいておるところでございます。

(4 番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4 番(田代はつ江君) ありがとうございました。ますます結婚相談員の方の御活躍を祈るとともに、私たちもいろいろと御協力をしていかなければいけないことだと思いました。ちょうど時間になりましたので、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で、田代はつ江君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定しております。

(午後 2時20分)

○議長(清水敏夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 田 中 康 久 君

○議長(清水敏夫君) 2 番 田中康久君の質問を許可いたします。

2 番 田中康久君。

○2 番(田中康久君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

教育長、市長の順に質問しますので、よろしく願いをいたします。

初めに、中高一貫について、教育長にお尋ねをいたします。

白鳥中学校と郡上北高校による中高一貫教育が始まって3年目を迎えておりますが、その成果について、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは、連携型中高一貫教育の成果についてお答えをしたいと思いますけれども、3年目に入っておりますけれども、いわゆる詳細なデータで検証はまだ済ませておりませんので、今までの二つの学校の取り組みを成果というふうにとらえてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、確かな学力という点でいいますと、高校1年生と、それから中学校の3年生、英語と数学でそれぞれ中学校の教師と高校の教師が共同で習熟度に応じた指導を行っております。これによって学力の底上げが、期待ができていっていると思っております。

もう一点は、中学校の夏休み学習会が5教科で、これ23年度ですが、13回開催をされて、延べ

442人の中学生が参加をしております。これは、補充学習という形での成果としてとらえることができます。

それから、各種検定では、パソコンの入力のスピード認定試験に中学生の28名が参加をしておりますので、これはチャレンジ精神を鍛えるという意味では成果だと思っております。

それから、中高の6年間を見通したその指導計画、あるいはその学習教材となる「つつじヶ丘スタンダード」というものを中学校、高校それぞれ作成をしております。つつじヶ丘というのは、学校のある地名をそのまま使っているわけですが、今ここに高等学校で作成された「つつじヶ丘スタンダード」英語版です。そして、中学校でつくられた同じく「つつじヶ丘スタンダード」の同じく英語版です。これが数学と、それから国語についても作成をされておりますので、いわゆる中高が指導法をある程度共有して、成果を上げていくということになるかと思えますし、もう一点は、それぞれの学校の先生方が授業参観等をやっとなっていただきますので、指導法についての相互理解が深まるというふうにとらえております。

それから、大きく二つ目は、地域活動とか、行事の参加ですけれども、体育祭、文化祭にそれぞれ中学校、高校の生徒会の役員が参加をしておりますし、また、部活動でいいますと、バスケットボール、あるいはソフトボールなどで、相撲部もそうです。合同の練習会や練習試合を行って、先輩に学ぶという機会をとらえておりますので、このことも成果の一つにとらえていいというふうに思います。

さらに、吹奏楽部につきましては、昨年度も中学校と高校が合同で演奏会を開くということを行いましたので、これが地域への広がりになっているというふうにもとらえております。

それから、もう一点は、これは進路指導にかかわることですけれども、先輩と語る会ですとか、そういったことで高校の先輩が中学校へ行って、高校の様子を話したり、あるいは卒業後の様子を話したりするということで、中学生の立場からいいますと、高校卒業して、自分たちはどういう進路を考えることができるかといった、そういった意味での成果があります。

これは、二つの学校に限定した場合の成果というふうにしてとらえられますが、二つの学校以外の、つまりほかの学校への成果という点については、今、お話ししたように、この「つつじヶ丘スタンダード」といったものを両校で作成をされていきますので、各中学校の校長先生を中心ですが、もちろんとした学力をつけて、高等学校へ進学させなければならないという、そういった考え方で、進学の場合の基礎学力をきちんとつけさせるという意味での責任感が高まったというのも、これは成果としてとらえることができますし、何よりも、郡上北高校の教育活動の現状が、中高一貫教育によって中学校へ広がっているということを考えますと、高校教育の現状について、中学校側の理解が深まったということが言えますし、さらに小中学校の校長会では、高校教育についての話題があるということで、小学校の先生方もある意味では高校を見通した指導をしなければ

ならないという意味でのそういった教育についての見通しを持つということの必要性についても理解がされつつあるということを思います。さらに、高校教育の理解を深めるということにつながると思いますけれども、校長会を中心にして、郡上高校への授業参観なり、教育活動の参観も今年度は計画されているようですので、そういう意味で、二つの学校の成果が他の学校へも広がるとというふうにとらえていいというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) ありがとうございます。学力の面とチャレンジ精神の面、地域活動の面、部活動の面、進路選択の面、それぞれ御答弁いただきましたけれども、今、教育長、若干触れられましたが、ほかの中学校です。ほかの白鳥中学校以外の子どもたちにとって、市内全域の子どもたちにとって、この中高一貫教育の成果がどうやって還元させられていくかと、そういうことも非常に大切だと思いますので、それぞれの点において、今後力を入れていっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

平成18年に562人だった市内の中学校3年生は、昨年度は462人で、5年間でちょうど100人が減ったというふうに聞いております。そのうち大体20%が市外の高校に学びに行く生徒がいらっしゃるそうですが、そんな中で郡上北高校の定員が削減をされました。生徒の選択肢として、市内に2校あることは非常に大切だというふうに考えておりますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 今、田中議員が御指摘になったように、定員に満たないというのが、今年度も両校でありますし、定員の減少があつてなおそういう結果ですけれども、私は二つの学校、つまり郡上高校と郡上北高校を市内に存続させるということは、極めて大事なことだというふうに思っておりますので、何とか二つの学校の存続ということについては、期待も持ち、また、かつそのために何らかの私どもとしても県の教育委員会に申し述べるということをしていかなければならないというふうに思っております。

その理由といいますのは、今も御質問の中にもありましたけれども、実際進学率が95%を超えておりますので、これは市内市外を合計してですけれども、今や高等学校の教育はほぼ義務教育化したというふうにとらえても間違いはないというふうに思います。そういう意味で、郡上市内の生徒の進学先として、二つの学校が存続するということは大変大事なことだということを思っています。

とりわけ、その理由の一つですけれども、生徒の個性とか能力を伸ばすといった意味でも、また、進路先の多様性ということを考えても、1校ではなくて、二つの学校が存続し、かつ、学科が充実

しているということが非常に大事だというふうに思いますので、まず、そのことが理由の一つになります。

それから、もう一つは、小学校、中学校、高校と一貫して教育活動が連続し、かつ指導されるということによって、一人一人に確かな学力をつけるという意味での効果もありますし、もちろんいわゆる郡上学も含めてですけれども、ふるさと学習を継続してやっていくということから考えても、中高につながった学校が2校あるということが非常に大事だというふうに思っております。そういうことによって、郡上市の将来を支えていく人材というものを育てるという意味でも、2校の存続というのは大変大事なことだというふうに思っております。

また、もう一点は、通学の便ということを考えたときに、できるだけ通学のしやすい、つまり交通機関も含めてですけれども、通学のしやすい範囲に高等学校があるということは、これも大変大事な要素だというふうに思いますので、今、申し上げた理由で、私としては今後も2校が存続をしていくことが極めて大事だというふうに考えております。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 2校の存続する意義については大変わかりましたけれども、その具体的に体制づくりです。それをどういうふうに残していこうとされるのかという、その方針が今、お考えのことがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 教育委員会のレベルでできるという範囲でお答えをしたいというふうに思いますけれども、まずは、高等学校のその教育活動とか、内容、そういったものを中学校側、そして保護者、そして生徒の皆さんによく知っていただくということが大事なことだと思います。つまり、何がやられておって、高等学校を卒業した後どういう進路があり、どういう実績があるかということ中学校側がよく知ることであるということをもまず一つは思います。

それから、今既に両校の学校とも、校長先生を中心に、非常によく努力をしておっていただきますけれども、それぞれの学校に特色のある教育活動を推進していただくなり、また、いわば特色のある学科編成が今後されていくなりといったようなことで、生徒の進学先として生徒側からすれば、選びたい学校であるという、行きたい学校であるという、そういった学校として、両校がなお一層の御努力をいただくということが大事ではないかなということを思います。

そういう意味で、教育委員会もこれも含めてですけれども、中学校の先生方とまた協力をして、高等学校の先生方と何らかの形で懇談をする機会を持ちながら、私どもが何を願っているかということについて、高等学校側へ伝えていくというようなことについては、教育委員会のできる取り組みとして今後も続けていきたいというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） ありがとうございます。教育長の思いは大変わかりましたが、今、教育長、いみじくも、教育委員会のレベルでということをおっしゃいましたので、続きまして市長のほうに、この高校2校体制についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

今、教育長がおっしゃったような意義や思いを、思いのためにも、企業や学生が望むニーズに合った学科の新設といったものは大変重要であるというふうに思います。そして、このことは、市の人口動態にも大きな関係がありますし、今、教育長がおっしゃいました市の産業の担い手や市の社会の担い手をどうやって担保していくかといった、これは教育的な問題を越えた政治的な課題であるというふうに思いますが、市長の思い、考えについてお聞かせ願います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この郡上市には、現在県立高校として2校があるわけでありますけれども、この郡上市のいわば住民としてというか、あるいは郡上市民として、地元どんな高校があつてほしいか、特にどんな学科の高校があつてほしいかというのは、一つの大きな親御さん、あるいはまた進学する生徒にとどまらず、郡上市政にとっても大きな課題であるというふうに思っております。

現在、両校にはそれぞれ歴史を踏まえた学科があるわけでありまして、そういうものと、それから今、現在、子どもたち、あるいは保護者、そしてまた郡上市の今後の地域の将来ということから考えて、どういう学科があつてほしいかということは、これはよく議論をして、そして私たちも、郡上市民も岐阜県民の一部でございますから、県立高校のあり方というようなことについて、いろいろと県教育当局等と話し合うことは十分必要なことではないかというふうに思っております。

両校とは、市の雇用対策協議会等通じて、いろいろ両校の校長先生方ともお会いをしたり、あるいは両校の進学、進学のことについては余りよく詳しい話は知りませんが、就職状況等については、よく情報を、交換をし合っておりますので、今後、そういう非常に、私も非常に両校のあり方について、あるいは将来の生徒数のこれからの推移というようなものを見ながら、いかにあつてほしいかということについては、十分話し合う必要があるかというふうに思っております。

ただ、かつてからいろんな希望の県立高校の学科の編成については、希望がある中で、県の教育委員会の側は、またもちろん郡上のことだけを見ているわけではございませんので、例えば美濃学区というようなところの県立高校の編成というような考え方もありますので、そう簡単な話でもございませんし、いろいろと相互にいろんな意見交換をする必要があるかというふうなことだと思っております。

できれば、例えば両県立高校の校長先生方と、例えば私、そして教育長など、市の教育長ですが、など交えたそうした忌憚のない意見交換のようなところからいろいろな今後のあり方というような

ことも議論ができればというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） ありがとうございます。県との関係もあろうかと思いますが、これぜひ政治的なムーブメントとして、市長のリーダーシップに期待をいたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、シティセールスについて御質問をいたします。

次代につなごうふるさと郡上の元気創造というスローガンは、郡上第三ステージのこの時期に、全くもって適切なスローガンであるというふうに思います。

私自身も選挙戦を通じまして、市民の皆さんはまさに活力、元気づくりに期待をしていると強く感じることができました。しかしこれは、この期待は、裏を返せば、この郡上市への危機感の裏返しであるということを私たちは忘れてはいけないというふうに思います。

市長が選挙戦でもおっしゃっておられました人口減少は、地域の活力、元気にとって大きな問題であるというふうに思います。日本全体が人口減少を迎えていく中で、右肩上がりのこの制度設計を変えていくことは、日本のシステムとしては非常に必要だというふうに思います。

しかし、地方公共団体レベルの観点で見れば、人、物、金など、あらゆる資源獲得をめぐる都市間競争の時代を今迎えておるというふうに認識をいたしております。

そんな中で、転出による社会減、社会減は競争力、すなわち郡上の魅力において劣っているということでありまして、これに言いわけをせずに、真摯に受けとめることが市民の期待にこたえ得るための郡上の活力、元気につながっていくというふうに思います。

そこで、ふるさと郡上の元気創造のための競争戦略、成長戦略が必要になるというふうに思います。私は、この一つの戦略、大きな方針として、シティセールスを提案したいというふうに思います。シティセールスは、人、物、金を呼び込むために、都市そのものを売り込んでいき、その都市を知ってもらう、来てもらう、買ってもらう、住んでもらうということを目指すものであります。その政策は、従来、それぞれの部で行われてきているものでありますが、これを一つの目的に統合して、体系化して、磨き上げて、それをまた一つの基準から位置づけ直すということは、大変意味と効果があり、また、自治体自身を一つの商品としてとらえて、あらゆる資源の活用を目指し、多様な主体に売り込んでいくところが従来の政策と異なるところであるというふうに思います。

シティセールスは、今までは大都市の競争戦略として練られておりましたが、近年は小規模な都市でも取り組みの動きが見え初めております。例えば、多様な主体への売り込みという点では、企業とのコラボレーションなどがあります。従来は、自治体は特定企業に自分たちを売り込んでいくという発想はございませんでしたが、大手のアパレルメーカーとの共同Tシャツを作製する自治体

なども出てきております。郡上ブランドの製品を商品そのものに使用してもらうために、売り込んでいたり、先ほども議論がございましたが、小水力発電を企業のCSRの事業として売り込んでいたり、福利厚生のための保養地としての営業や、顧客や社員向けの観光誘客、市産品の宣伝など、いろんなことが考えられるというふうに思います。

この前、中日新聞に飛行機の側面に自治体の名前を入れて宣伝するといった航空会社の企画が掲載されておりまして、私も市民の方からお電話をいただきまして、これはどうやというような意見もいただきましたけれども、これもまた企業とのコラボレーションの一つの一環であると、シティセールスの発想の一つであるというふうに思います。

また、映画などのフィルムコミッション事業というものだけではなくて、小説、映画、漫画の題材やロケ地を誘致するコミッション、例えば、今、スマートホンのアプリなどもありますが、そういったものの事業もシティセールスの一つであるというふうに思います。

そして、大学への売り込みにしても、スポーツ合宿、ゼミ合宿の誘致を初め、郡上自体を研究材料として売り込んでいくことや、若者のUターン、Iターンを進めるための大学生向けの創業塾への受け入れの支援、これをふるさと企業塾として行ったり、インターンのあっせんなど、従来の施策を人口獲得のために用いていくといった発想の転換もまたシティセールスだというふうに思います。

今まで商工観光部や交流移住促進協議会などが担っていただいている分野以外にも、各部、各課が行っていた事業や成果を郡上の魅力として発信させるのもまた特徴の一つであります。

例えば、和良の長寿を発信して、健康寿命都市としての魅力、子育て環境や教育環境の優位性を発信していく、もしくはそれを発信するための施策を資源獲得のためにブラッシュアップして見る。

また、職員の知り合いを介した営業先の開拓など、個人の人脈や情報、知恵などを営業に活用する仕組みを、営業掲示板としてデータベース化し、全庁的な営業活動を推進する先進の自治体もございます。

要するに、郡上を売るために、あらゆる物だけではなくて、あらゆる施策、あらゆる資源を活用して、人、物、金を呼び込むことを目指すのがシティセールスというものであります。

トップセールスにおいても同じであります。

現在、文化面では、郡上おどりを軸に、大変活発に行われていただいております、大変ありがたいと思っておりますが、経済面でのトップセールスは、現地での販売するといった一過性のもので終わっておるのではないのでしょうか。

また、受け入れ体制、商品の供給体制も同時に考えていく問題であり、受け入れを発信と一緒に考えていくことも郡上の経済の生産性を上げていくために不可欠な視点であると思います。

観光客の宿泊体制の強化や郡上の食材の安定供給、若者定住促進のための住宅施策なども、シテ

ィセールスの中の戦略の中に位置づけていくことが一貫した、受け入れと発進の一貫した戦略につながっていくというふうに思います。

いろんな施策が現在市でも行われておりますが、シティセールスを通して郡上のあらゆる資源をもう一回改めて見直して、再構築する、それが今、求められているというふうに思います。

私のレベルで、今、考えているから述べさせていただいたから、稚拙なものが幾らか出てきましたが、職員の皆さんの英知をシティセールスに向けていただければ、すばらしいものができ上がっていくのではないかとこのように思います。

そして、これは役所自体に人、物、金をめぐる他市との競争に勝利するという新たな役割を与えて、政策の立案能力を向上させていくことにもつながるというふうに思います。

各部、各課を超えた総合的な長期戦略としての成長戦略としてのシティセールスは、元気づくりを市民から期待され、また、それをテーマとする2期目の日置市政に求められる骨太の方針であるというふうに思います。

市長、何度もおっしゃっておられるように、この4年間は本市にとって大きな節目であります。どうか攻めの郡上をともにつくっていききたいというふうに思います。市長のお考えはいかがでしょう。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） シティセールスという考え方についての、基づいての御提案でございますけれども、私も今のお話を聞いていて、深く感ずるところがございます。今回、私も本当に次代へつなごうふさと郡上の元気創造という言葉、スローガンを出したわけですが、最初次代へつなごうというのは、まず、今の郡上の将来を考えたときに、どうしても大切な言葉だなというふうに思っておったんですが、ふさと郡上の元気再生というような言葉も考えておったんですが、それを創造というふうにしたのは、単にもとあったものをまたよみがえらせると、生き返らせるということだけでは不十分だろうと、新しい地平を開いていくという創造という言葉が非常に必要であると、そういう考え方が必要であるという思いを込めたものでございます。

今、御提案のシティセールスというのは、全くそういう考え方でもって、地域戦略を練るということの必要性については同感するものでございますが、言葉は違いますが、それはとどまるところ、つづまるところ、今までもいろんな総合計画等でも申し上げております地域資源を活用した産業振興と、万度に活用した産業振興であり、また、そういうものをうまく売り込むといいますが、そういうマーケティングのその発想というものは非常に大事だということには思っております。そういう意味で、御提案の数々のことについては、一遍そういうシティセールスというような観点でもって、今の市の持っております総合計画の各種の施策というものに抜けてるところはないかどうか、不十分なところはないかどうかというようなことを一度点検してみたいというふうに思います。

例えば、郡上という地域を売り込むということも、いろんな手だてが考えられるというふうに思っています。こうしたことに各地域はしのぎを削っとるわけでございまして、例えば、この今、田中議員の御質問をお聞きして思い出したことが、例えば岐阜県でかつて車のナンバーは岐阜ナンバーしかございませんでした。その中で、飛騨ナンバーというのを飛騨地域の人たちは、飛騨ナンバーという形で全国を、車を走らせたいと、それが飛騨というところを全国にPRをする一つの大きな手立てであるということで、かなり自動車の車両数等は少なかったんですけれども、独自のナンバーとしてかなり早い時期ですが、今はかなりいろんな御当地ナンバーというものをつくるのが簡単になってきているようなんですけれども、当時はかなり大変だったんですけれども、ああいう地域の要望を踏まえて、飛騨ナンバーというものをつくったというようなことも、一つの言ってみればシテイセールス、地域セールスの手立てであったのではないかというふうに思っております。

いろんな形で地域を売り込むということは大切でございます。

ちなみに、郡上市内の白鳥にある観光バス会社さんが、バスのボディに郡上おどりの写真といいですか、あれをかいとといいますか、写してといいますか、そういう形で郡上から出かけていく観光客を乗せて、全国のあらゆる地域へ出かけられますけれども、あれをしたがって全国のまたいろんなところへ、行き先でとめてると、郡上おどりということについて、あるいは郡上のおどりということについて、随分問い合わせを受けるという話を聞いたことがございます。ああいう企業がまさにあれは別に私どもがお願いしたわけではございませんけれども、郡上をまさにPRしとっていただくものであろうというふうに思います。

そういうことを考えると、飛行機のボディとまでいかなくても、例えば御協力いただけるのであれば、郡上のいろんな企業の車が全国物流で動き回っている、そういうトラックの例えばボディにちょっとでも郡上というものを、例えばステッカーを張ってもらうとか、そういうようなことも一つのPRの方法ではないかというふうに思いますので、ぜひいろんなことを考えていきたいというふうに思います。

また、そういうことだけでなしに、郡上市の名を高からしめることは、PRをしていくということとともに、私はいろんなものの内実を高めていって、そしてそれが世に聞こえていくという、実態もないのに、PRだけして、来てみたら何だと思われるというようなことであってはいけないと思いますので、その両方が必要だと思いますので、例えば、市政においても、しっかり、それこそ全国から来てもらえるような、そういういろんな各種の施策をつくるということも必要だろうと思います。

聞くとところによりますと、北海道の例の栗山町は、栗山町議会が議会基本条例というものをつくられて、初めてつくられたわけですが、ああいうような形で、随分そのことについての行政視察というか、議会視察というか、そういうようなものが引きも切らないというような話もちょっと聞い

たことがありますけども、そういうことで、例えば郡上市議会での、これがまた全国の議会がその注目をするような、議会というものであれば、これも一つの大きな郡上のシティセールスになるというふうに思っておりますので、そうしたいろんな意味で、高めていくという努力をし、また、かつスマートにいろいろとPRもするということは大切だと思います。

PRも洗練されたといいますか、余り嫌らしくないPRをしなきゃいけないというふうに思っていますし、また、何でも地域を売るということについて、この前も関西のほうのある都市が、市の命名権まで売るといような話もありましたが、あそこまで行くと、いかがかというふうに思いますけれども、いろいろ御提案の趣旨というものを一つのこれは地域戦略の重要な視点であるというふうに思います。そういうものでもって、一度、市の施策を編集し直してみることが大切だと思いますので、若手の職員等の知恵をかりて、一遍そういう作業をしてみたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） ありがとうございます。今、市長も前向きな答弁をいただきましたけれども、そういった視点だとか、言葉です。シティセールスという言葉から見直すということは、これが一つのまさに創造的な作業につながるし、また、物事を高めていくことにつながっていくと思いますので、ぜひ一つの施策というよりも、この施策を束ねる大きな方向性というか、戦略論としてしっかりと位置づけていただければというふうに思います。

例えば、よく市民の皆さんから、市の施策というのは多岐にわたりますので、極めて総花的であるという御批判もいただきますけども、市民の皆さんに対してもわかりやすいメッセージとしても、この今期の4年間の市長の成長戦略はこのシティセールスなんだということを一言で言えるものでもあると思いますので、また、それがまた市の魅力につながっていくことも考えられるので、前向きにしっかりと検討していただいて、いいものをつくり上げていただきたいというふうに思います。

それでは、前向きな御回答をいただきましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさ

せていただきたいというふうに思います。

2点の項目を上げさせていただきましたが、なかなか時間が読めないのも、なるべくはしょっていききたいというふうに思っておりますが、まず、一つ目は、公務員の選挙に臨む姿勢というような題名をつけさせていただきました。ちょっと説明をさせていただきますけども、先般、4月1日に郡上市長選挙並びに郡上市議会選挙が行われました。投票率は、皆様方御存じのとおり、郡上市議会、それから市長も80.26%ということで、100%から見れば非常にあと5人に1人は投票しておられないということなんですけれども、ここ1年間に行われました市長選挙、首長選挙並びに議会議員選挙を見ますと、飛騨市が首長選挙、議会選挙合わせて、両方とも86%を超える投票率、そして下呂市が84.11%という、飛騨は結束しているなという気がしますが、厳しいところでは、可児市まで行きますと、議会選挙であります、49%ちょっとということで、非常に2人に1人が投票しておられないというようなことで、ここに1年間の表があるんですけども、かなり郡上市としてはいい投票率だというふうに思います。

その中で、第3回の郡上市長選挙並びに市議会議員選挙が施行されました。市長におかれましては、有効投票数の9割を獲得されまして、再選を果たされましたが、市民の期待が極めて大きいと感じております。また、市議会議員選挙におきましては、選挙制度が大きく変わりました。小選挙区から大選挙区、それから定数が21名から3名減りまして、先の読めない取り組みとなりましたけれども、市民の皆さんからの信任を得て、新たなスタートを切ることとなったわけであります。

私も自身も、2期目に入りますけれども、誠心誠意取り組んでいきたいというふうに覚悟を固めているところでございます。

しかし、次回以降のことも踏まえた上で、今回の選挙の総括といいますか、そんな質問になればと思っておりますが、多岐にわたりますので、ごく一部であるというふうにも言えます。

私どももいろんな法律のもとで選挙をやりますので、さまざまな制約があるわけであります。金品提供などの選挙違反等は、これは警察のお仕事ですので、私はとにかくそういうことは申しませんけれども、どこかでこうした反省といいますか、総括をすべきだというふうに思っておりますけれども、そうした場も基本的にありませんので、そんな場になればというふうな思いで今回質問させていただきたいというふうに思います。

反省としては、いろんな開票のおくれというのもあったと思います。私どもも市会議員の選挙、11時ぐらいに開票するかなと思ってたら、なかなか出んもんですから、こういったこともあると思いますが、こういったことは話が別でございますので、二つ目は、これもまた非常に私にもずっと申し上げておりましたけれども、若い方であるとか、女性の方のこの立候補が極めて少ないと、子育ての最中の人たちの立候補も少ないというようなことで、こうした方々が意欲的に出馬できる環境づくりといいますか、そうしたものも痛感して、必要性を痛感しているところでありますけども、人

口減少も甚だしいと言われておりますが、私は政治から、こういった若者の躍進の場もつくっていくべきだというふうなことも思っているところでございます。

しかし、今回の質問につきましては、今後の選挙が平等に行われるようにというような視点で質問したいと思いますが、公務員及び公の組織についておられる皆様方、公務員とは言いませんけども、そうした方々の政治に対する姿勢といいますか、そうしたことについて、絞って質問をしたいというふうに思います。

私は、さまざまな選挙に携わってきたつもりでありますけれども、今回の選挙でまだすっきりしない部分もたくさんありまして、そうした疑問の点が多くありますので、執行部の皆様方は御答弁をいただきたいというふうに思っていますので質問をするところでございます。

そして、ひいては、それが選挙に対する正しい理解と、選挙への積極性につながるものと願っているところでございます。

まず一つですが、公務員がやってはいけないということは、これは地方公務員法であるとか、公職選挙法に規定されておりますけれども、地方公務員法というのは、これは政治的行為の制限と、それから公職選挙法というのは、地位利用による選挙運動、そして罰則が伴うというようなことでありますけれども、その中で、今回の選挙に当たりまして、郡上の職員の皆様方に郡上市長並びに郡上市議会議員選挙における服務規律の確保についてというものが流されたということでございますので、そのことが、果たして職員の皆様方に徹底しているのかどうか、どうやって通告されたのかということも教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） この4月1日の市長選挙と市議会議員の選挙につきましては、これはそれ以外のときの選挙でもそうでございますけれども、私の名前で職員に対して、服務規程、規律の遵守といったことの通達をいたして、訓令を出しております。もちろん訓令でございますので、私のほうから出したものが各部署の責任者によって職員に徹底されるということだろうと思っております。

通常は、デスクネッツ上、これは交通安全の注意等々の喚起も一緒なんですけれども、デスクネッツでやりまして、なおかつデスクネッツの環境のないところについては、そのデスクネッツを見た職員、上級職員から職員に徹底するという形をとっております。

今ほどお話しがございましたように、この服務規程、当然、地方公務員法と、それからもう一つが公職選挙法の二つの法に基づいた注意喚起ということでございますし、もちろんこればかりだけではなしに、庁議におきましても、市長のほうからももちろん、市長もみずからの選挙もございましたので、非常にその辺は市長の、庁議の場においては、法律を守ってやるようにという指示は出

しましたし、庁議においても文書の中でもまた説明させていただいて、職員に徹底するようにという形で通達、訓令を出しております。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森 喜人君) どこまで徹底してるかなということなんですけれども、これは副市長もわからないと思います。どんだけ職員の方が理解しているかということはわかんないと思いますが、こういったものが、これ焼いてもらったんですけど、職員の方に、これがパソコンで皆さんそれぞれ1台持っておられますので、そういうものも見れるようになっているということで、これ全部私も読ませていただきましたけれども、実は大変私もわからないことが幾つかありまして、質問しながら職員の方に質問しながら勉強させてもらったんですが、それで、教育公務員という方がいます。学校の先生であるとか、そういった方々。そうした方々は、かなり選挙に対するしびりが強いと、国家公務員並みのしびりがあるというようなことも書かれておりましたし、それから、普通一般の職員の方についてもずっと書いてありました。

その中で、特別職公務員ということです。この辺が非常にわかりにくいんです。特別職公務員という中で、選挙をやっている人とやって悪い人とかあるんです。選挙をやっている人というのは、済みません。やっちゃいけない人は、人事委員会、それから公平委員会、これは地方公務員法によると。それから、もちろん選挙管理委員会はやっていけません。それから公安委員会、こうした方々もだめです。それから公営企業管理者ということです。ここら辺がもう地方公営企業法によって選挙はやってはいけないというふうに記されております。

それで、選挙をやっている人というのもあるんです。これが市長さんであるとか、各種審議会の委員、それから農業委員、監査委員、それから民生委員、こういった方々は選挙をやっているということに、ここに書いてあるんです。そうだと思います。私も非常にびっくりしたのは、民生委員の方々というのは、私、選挙やって、私たちは選挙できませんからっていう話を聞いたんですが、ここでこれを見ますと、民生委員は選挙やっていいと。組織規約、規定といいますか、ありますけれども、そんなこともありました。

それから、その中で、特に企業職員です。企業職員についてちょっとお伺いしたいと思います。企業職員は、これによりますと、選挙運動は可能だと書いてあるんですが、しかし、ただし、指定職員、これは地方公共団体の長が定める職員、これは一般職員同様、政治的中立性確保が必要であるというふうにこれも書かれてあります。そのことの徹底はいかがだったでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長(清水敏夫君) 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長(鈴木俊幸君) 公営企業の、地方公営企業の適用の段階でいいますと、病院の事業がある

わけでございますけれども、この財務会計上の法律を適用するというのを、いわゆる一部適用をやっております、下水のほうについては、もっとそれ以上の市のほうの関与があるわけですが、病院におきましても、公営企業ではありますけれども、財務会計上の一部適用ということでございますので、地公法上の制約は受けるというのが原則でございます。

(3 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3 番（森 喜人君） 非常に地公法、受けるわけですね。規定を受けるということなんですが、ですから、お医者さんとか看護師さんは全部そういう規定をうけるということでもいいんですよね。全従業員は全部受けるということで。

そういったことなんですが、非常に私としては納得できない部分もたくさんあったんですけども、これ今後徹底をしていただきたいということだけお話しをしておきたいと思います。

それから、もう一つなんですが、公務員ではないんですけども、公共性の高い組織です。こうしたものもあります。これたしか、多分といいますか、間違いなく公職選挙法だとか、地方公務員法というのは適用されないのかもしれませんが。法律的には。しかし、非常にその地位利用という問題が公の組織というのは微妙でありまして、その点をどのようにお考えなのかをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 公務員でない身分の方につきましては、公共的団体等の構成員は、公職選挙法第136条の2に規定された公務員等に課せられているその地位を利用した選挙運動の禁止に係る制約はございません。ということで、公務員でない方については、地位利用ということはないということでございます。

(3 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3 番（森 喜人君） 当然な答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、例えばでありますけれども、きのう行われました消防団の皆さんとか、そうした方々もあります。また、自治会とか商工会、観光協会、これは非常に公的な立場だと私は思っておりますが、そうした方々、さらには社会福祉協議会であるとか、そうした方々の立場というのは、非常に微妙な立場にあるのではないかなと思っておるんですが、今言われた話によると、そういった法律は一切タッチしないということで、もう一度確認です。よろしく願います。いいでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 公職選挙法第136条の2に規定されたことには適用されないということです。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森 喜人君) 私は、この先ほど申し上げました選挙運動可能な方々、民生委員という方々がありました。この方々は、実は選挙をやってもいいということなんですけれども、私が確認しますと、決めてありますから、やりませんと言われました。恐らく、非常に公的な立場であるということで、そういう認識を持っておられましたので、民生委員の中でそういう決まりをつくったのかなというふうに思っているんです。ある面、非常に公平な立場、中立的な立場かなというふうに思っております。

そういう意味では、私は公共性の高い組織の方々が、余りにも偏った方を応援するというようなことは、これは極めて中立性を欠くのではないかなというふうに思います。ですから、それはそれぞれの個人の自由であると言われればそうなんだけれども、また、その団体で何も決めてないって言えば、そうなんですけれども、しかし、私はそれぞれの団体に約款があったり、その規約があったりすると思うんです。そういう中で、それぞれの方々が取り決めをして、選挙に対するいろんな中立性というものを確保すべきことが、するべきではないかということを思いますけれども、もう一遍伺いしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 今の公職選挙法等に規定された禁止行為以外の行為を、実施等の選択について、その個人とか、その団体の方が判断されることだと思います。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森 喜人君) はい、わかりました。今申し上げたのはそういうことなんですけれども、ですからそれぞれの団体で中立性を確保するというのをもう少し考えてほしいなということを、その程度にしておきたいというふうに思います。

それで、二つ目の質問なんです、二つ目といいますか、一つ目の二つ目なんですけれども、公務員が積極的な選挙に対する姿勢を持ってほしいということなんです。これは非常におかしな話かもしれません。いろんな制約があって、こういうことをやっちゃいけない、こういうことをやっちゃいけないというと、恐らく選挙は大変難しいものですから、何もしないようになるということを公務員の方々がなってしまうのではないかと。これは私は誤解であったり、勘違いであったりだというふうに思っております。そう思っておるんですが、そういったことがこの政治離れの一つの原因になっているのではないかなというふうに思っているわけです。そして、公務員であろうと、必ず1票は投票しなきゃいけないということでもありますので、義務を持っているわけですから、政治活動への制約であるということは、制約は当然ありますけれども、候補者の話を聞くということは、

これは可能なわけです。そうしたことについて、もっと積極的といいますか、もっと候補者の話を聞くということをやってもらえないかというふうに思うんです。

というのは、私も今回選挙で非常に感ずるのは、公務員だから何もできませんと、公務員だから、家族の方々も、うちの夫は公務員ですから、どこも行けませんとか、そういうことを言うんです。言われるんです。それは私の仁徳のなさかもしれませんが、そう言われてしまえばそうなんです。ただ、しかし、そういう公務員の認識の公務員でもしっかりと1票を投ずる意味においては、話をしっかり聞くということが必要だという意味において、積極性という言葉を使わせてもらったんですが、そういった点について、市長さんの今までの話もずっと含めて、市長さんのお考えを聞きたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 選挙とか政治というものに対する中立性といいますか、これは非常に難しい、また、かつ微妙な問題であるというふうに思っております。

この御質問を受けて、私も思い出したんですけども、かつて群馬県に在職していたときに、知事選挙がございました。そのときに、当時の神田坤六さんという知事さんだったんですけども、最後、任期が終わって、いよいよ選挙戦に臨むというところに、幹部を講堂に集められて、これから選挙、知事選挙になると。そして、少しの間、県庁を留守にするけれども、皆さんは公務員であるから、一切知事選挙のことについて、応援をしていただくとか、そういうことは無用であると、その間、しっかり公務に励んでほしいということを訓示されました。非常に私は若かったもんですから、そのことに感銘を受けたということ覚えております。そういう記憶もあったもんですから、先ほど、副市長も言いましたけれども、今回、私が市長選挙に臨むに当たっての庁議の場で、一つ、市役所の職員は、厳正にそういう中立性とか、いろんなことを疑われないようにしてほしいと、そのことを職員に徹底するようというのを申し上げました。そのことを、私はよく徹底してくれたのではないかと、職員の皆さんもそういう思いで臨んでくれたのではないかというふうに思っております。

しかし、いろいろ今回の森議員の御質問の背景には、いろんなことがあるかもしれませんが、存じ上げないことがあるかもしれませんが、大方そういうことで職員は臨んでくれたのではないかというふうに思いますが、その、今度はそういうふうになると、確かに御指摘のように、あたかも地方公務員であるがゆえに、全く政治とはノータッチといいますか、これは微妙な言い方ですけども、公務員であっても、日本国憲法の保障する例えば思想信条の自由であるとか、あるいは参政権であるとか、そういったことは保障されているわけでございます。ましてや、市長選挙や市議会議員選挙ということであれば、自分の問題としては、そういうことには大きく関心を持っていただいて、そうして投票というようなことについては、これは確かに御指摘もございましたけども、権利でもあ

るし、公民としての、公務員じゃなくて、公の民といいますか、市民としての投票ということをするということは責務であると思いますので、そういう意味では、いろいろと有権者の一人として、いろんな候補者の方々の主張に耳を傾けるとか、そういう機会は大いにつくってもいいのではないかというふうに思います。

ただ、今回、いろんな御指摘のような反応はややあったような話でございますが、それはまた中立性を守ろうとして、みずから必ずしも、確かに法律上、許された範囲からすると、そこまで引っ込まなくてもいいところを、みずから自制をしておられるという面がないわけではないのかもしれないというふうに思います。その辺は、公務員自身も、何が許されて、何はだめなのかということについて、地方公務員制度であるとか、公職選挙法であるとか、そういったものをしっかり勉強をして、身を処する、対処をするということが大切であろうかというふうに思います。

そういうことで、今回のことは、一つのまた経験として、今後とも、市の職員には、どうすべきかということについて、さらにきめ細かいいろんな研修とか、周知とか、そういうことをしていければというふうに思います。

恐らく、今回の場合でも、例えばそういう何らかの政見を聞くというような、仮に機会があったとした場合に、それが大勢の複数の方が立ち会の演説会であるとか、そういった形であれば行きやすいかもしれませんが、特定の方の例えば政見を聞く会というような形になりますと、出席したこと即何らかの態度表明のような形で受け取られては、またこれまた地域の市民の皆さんに対する中立性というような意味で、疑いというか、疑念を持たれることもあるかもしれないという職員のそうした配慮というものも、あるいはあったかもしれませんので、でき得れば、公平な立場でいろんなことを聞ける、そうした仮に演説会なり、政見を聞く会なり、あるいはまた広く何らかの形で政見を例えば、今回はございませんでしたけれども、市長選挙も議会議員選挙もございませんが、いわゆる公営の選挙公報というようなもので広く政見を知っていただくというようなことは、今後、選挙管理委員会等でもまた御検討をされるといいのかなと、私も思っております。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森 喜人君) ありがとうございます。政策ビラというのは、これ市長しかつくれないんです。ですから、議会が本当に皆さんに訴えるということは非常に難しい。ある職員の方から、ケーブルテレビはできないかという話。そうしたら、けさ、公職選挙法で衆議院と参議院と衆議院と知事だけはできると、あとはできないということで、ますます知ってもらえないなと思っておりますが、そうした意味では、皆さんの姿勢次第だということになろうかというふうに思いますので、ぜひ市議会議員のいろんなことも知っていただくということで、上手にやっていただきたいと思います。

私たちも、もちろん選挙は、選挙違反をしてはいけないので、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

二つ目にいきます。ちょっと時間がありません。教育についてということでございますが、これは、これもちっと長くなりそうなんですけども、短くお願いします。これ教師の能力向上が一番重要だという話なのでありまして、ちょっと恐らくしゃべる時間なくなると思いますので、橋本武という、これ灘高の先生なんですけども、この方がもう101歳なんですけど、この方を主人公にした本が奇跡の教室という本があります。読んでおられた方もたくさんみえると思いますが、そのことについてお話しをしたいんですが、その前に教育長にお伺いしたいのは、2004年に小泉内閣のときにゆとり教育というのがスタートして、今、これゆとり教育、この本の中には書いてあるんですが、はっきりと言って失敗だったと書いてあるんです。そのことについて、どう思われるかということです。

もう一つは、中高一貫教育は、先ほどつつじヶ丘スタンダードという話もありましたので、割愛しますけれども、三つ目までいきます。郡上の子どもたちのいい点、悪い点、悪いというか、そうでない点です。この二つを端的にお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 短時間でゆとり教育を総括するのは非常に難しいと思いますが、まず、いわゆるゆとり教育という言葉そのものは私たちは使っておりません。昭和52年の学習指導要領で初めてゆとりという言葉が使われました。今、お話しになってように、平成10年から平成20年までの間の教育、いわばゆとり教育というふうに一般的にはそんなふうに言っておりますけれども、この間に何が起きたかという、授業時数を年間70時間減らしました。それから、指導内容も減らしました。ただし、学力については、課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、解決していくという、そういう学力が、学力観が中心になっておりましたし、指導法としては、いわゆる具体的な学習活動とか、体験を重視するという指導法でした。したがって、学力観、指導法については、間違いがないというふうに私は思っております。ただ、問題は、今の学力、そうした学力をつけていくためには、どうしても時間が必要だったんです。その必要だった時間を思いっきり削減してしまいましたので、その点が大きな問題であったということが1点と、もう一つは、みずから学ぶということは、先生は教えなくてもいいんだという、そういう風潮が広がったということ、このことも一つはいわゆるゆとり教育の問題点だったというふうに私どもは認識をしております。

それから、郡上の子のよさということですが、郡上の子たちは、非常にいろんな意味で、今、よく努力をしています。学力に関していえば、ほぼ国の県とレベルと同等のレベルですけれども、中学生は国県のレベルよりも高い状況にあります。それから、スポーツ、それから文化的な活

動についても、あちこちの大会等でかなり優秀な成績をおさめておりますので、そうした取り組みについても極めて活動的であるということが言えるというふうに思います。

また、いじめ、不登校の件数も、調査、全国的な調査と比較すると、低いほうに位置しておりますので、そういう意味では、よく子どもたちも人間関係を築く努力をしているというふうに思います。

ただ、問題は、目標とか、夢を持つという点については、ちょっと郡上の子は将来になかなか夢が持てないんだという、そういう回答のしている子が多いものですから、そういった点については、弱さであるというふうには思っております。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 端的にありがとうございました。

少し時間がありますので、四つ目に入りますが、奇跡の教室という本が先ほど申し上げましたが、書かれました。これは、伊藤氏貴さんという方が書いたものなんですが、これが伊藤さんという方は、要するに中高一貫教育の先生だということで、ここで実は上げたんですけども、対象は、要するに、先ほど言いました橋本武先生という方で、この方の灘高の経験を書かれた本であります。

少し説明させていただきたいと思いますが、橋本武先生という方は、東京師範学校を卒業されました。昭和9年であります。そして、旧制灘中学に赴任をされて行かれたわけですが。これは私立中学校、高校でありますけども、その国語教師として赴任をされたわけですが。当時は、当時といいますか、戦後です。戦後赴任をして行かれたわけですが、当時は、結局、国立がもうダントツにいいわけですので、私立というと、なかなか日の目を見なかったわけなんですけど、しかし、この旧制灘中学、それから高校の一貫教育、6年間の中で、非常に灘高を京大合格数日本一とか、それから、これが昭和37年、初の京大合格数日本一、それから昭和43年には初の私立高校で東大合格数日本一というふうにされたという方です。ただ、大学合格というか、そういうことではなくて、そういうことをこの先生も授業しているわけではありません。むしろ、要するに物の考え方といいますか、そういったことを中心にやっておられるわけでありまして。この先生が言われるには、ずっと学校の授業を受けてきたけれども、全くその記憶に何も教えられたことが残っていないと。どうやって子どもたちに教育をしたらいいんだろうかということで、自分で考えに考えて、今も実は101歳なんですけど、もうもちろん退職をされておりますけれども、今でも考えておられるという方です。

そんな中で、中勘助という人が書かれました銀の匙という本を、これ薄い本なんだそうです。私も実は読んだことないんですけども、大体見ますと、本当に薄っぺらいような本で、これを実は中学校3年間かけてずっと教えるんです、国語の授業で。灘中学、灘高校というのは6年間、一遍国

語を担当しますと6年間ずっと、6年間ずっと一緒、先生と一緒にされるわけです。ですから、公立高校とか、この今の郡上の中学、高校には適しないのかもしれませんが、6年間にかけて受け持つわけです。そして、その中学3年間で銀の匙というものをじっくりスローリーディングといたしますけども、じっくり読み込むわけです。ですから、1時間の中で2行しか進まないとかいうこともあって、しかし、その2行の中で何をするかという、極めて脱線をして、そして、先生が持ってきたこのピラといいますか、自分で刷ったガリ版を持ってきて、そしてそこで横道にそれながら、本当に一生懸命教えるわけです。先生も研究しますが、子どもたちも非常に横道にそれながら、最初はこんなんで、こんな授業でいいのかと思いつつ、しかし、一生懸命ついていくと、本当にいろんなことを教えてもらえるわけです。そういう指導の仕方をされるというふうなことであります。その中で、教え子で有名なのは遠藤周作であるとか、東大の総長であるとか、それから裁判所の総長だとか、弁護士たくさん出すわけです。そうした方々がいろんな先生、この橋本武先生に対してこの感想を述べながら、人生の中で本当に一番ためになったというようなことを言うられる。

その中で、この先ほどゆとり教育ということが出ましたが、本当のゆとり教育というのは何なのかと、本当の学力をつけることなんだということで、この橋本先生は、灘高に行きまして、そして灘高ですから、結局、私立高校ですから、全部任されるわけです。任せられて、そして6年間の子どもたちの授業を任せられて、そこで一体どうするかというふうなことを考える中で、この銀の匙という本を見つけ出すわけでありまして、この銀の匙という本は、明治中期から後期に書かれた本でありまして、非常に江戸時代から明治時代に入ってくるわけですが、江戸時代につくられたものを何かいいものを、悪いものを全部排除していかなきゃならない。そして、新しいものをつくり出していかなければならないという時代だったそうです。ですから、そういったものの、そういった時代に必要なものが、この銀の匙という本だったということなんですが、これがちょうど戦後の教育にもマッチしましたし、この本の中に書いてありますのは、今の時代にちょうどマッチするんだということが書かれています。つまり、今までのものを全部捨てて、全部というか、要らないものを捨てて、そして新しいものをつくり、投入する、入れていくというんですか、そうしたものが必要なんだということで、実は、この橋本先生は、やられたわけです。それで、先ほど言いましたように、大学受験がすべてではなくて、これからの人生で立ち上がる壁を階段にすることを苦にせず、実社会の教科書なき世界、道なき道を口笛を吹くように、数々の実りを上げていくというような、そういう生き方を実は教えたわけでありまして。

そして、この橋本先生の特徴は、追体験こそが本当にすべてなんだと、追体験、この銀の匙に書かれているものを一つ一つ追体験させながら、そして国語力をしっかりと身に付けさせていくという、そういう授業をしっかりとされていくわけでありまして。

そして、何と言ったかという、生徒には、国語をぜひ好きになってほしいと、国語と言うのは学ぶ力の背骨であると、国語がすべての教科の基本の基本であり、人生を左右する多面的な物の見方を養うと、そして国語力から観察力、判断力、推理力、総合力、すべてのものが国語力に通ずるというようなことであります。

実は、私ごとであります、私は非常に国語苦手だったんです。全然面白くなかったんですが、そういう中で、今、これ読みますと、非常にこういう橋本先生に、いろんな方に出会ってれば、もっと人生も変わったのかななんて思っていますが、そうした意味で、いろんなことを教えていただく。

それから、ゆっくり読み進めていかれたという中で、生徒たちに気づきを促して、新たな知識欲を持たせていったということでもあります。

この銀の匙の中の幼い主人公の喜びや驚きやわがままや嫉妬心を追体験させる。そして、一言一句の響きや奥行までもかみしめさせると。それから話がどんどん横道にそれながら、自分の個性を掘り起しつつ、そして、クラスメートたちの感性も認めながら、そしてゆっくりゆっくり3年間読み進めていったという中で、多くの方々が本当にこの教育に対して感謝をしておられるわけであります。

そうした意味で、この教育長に伺いたいと思いますが、教育長も恐らくこの本を読まれたというふうに思いますので、お聞きしますけれども、こうした義務教育で環境が違いますけれども、この銀の匙教育をまねることは非常に困難かと思いますが、何か一つでも導入すべきものはないでしょうかという質問であります。

そして、ぜひすべての先生方にこの本を読んでほしいということ。

そして、その指導の中に取り入れてもらえないかということでもあります。

そして、生徒に後々まで残るようなそういう教育をする、子どもたちが生涯の生活のかてになるようなテキストで授業をしたいというような、そういうことを言っているわけですが、そのテキストもしっかりとつくりながら子どもたちが先生に教わったものをつづっているわけでもあります。

そうした意味で、こうしたものを家庭でも何かヒントにならないかというようなことも含めて、教育長のこの銀の匙、奇跡の教室というものに対して、御感想をいただきたいなと思います。これは本にされただけではなくで、NHKでも放送をされました。そして、本当のゆとり教育とは何なのかということNHKでも説いておりましたけれども、そうしたことについて、教育長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 時間がありませんので、早口になりますが、御勘弁いただきたいと思います。

ここに銀の匙の本はあります。これが大正10年に初版が出てから12版を重ねて、現在もつい最近、4月にこの本が出ております。ですから、私は、この本をすべての先生に読んでいただきたいなというとは思いますが、そして、すべての先生に期待をしているのは、心に残る授業をやってほしいと思いますし、心に残る先生になっていただきたいというふうに思います。そういう意味で、これから学ぶことと、特に橋本先生から学ぶこととしましたら、教材を本当に魅力のある教材を先生方お一人お一人に開発していただきたいということが一つです。それから、もう一つは、みずから、先生方自身が学び続けられない以上は、魅力のある先生として子どもたちの前に立つことはできないというふうに思いますので、橋本先生が常にガリ版を切って教材を生徒に与えられたように、一人一人の先生方も、常に自分で教材をきちんと研究をするという、そういう追究姿勢は失ってはほしくないなということを思います。

そして、もう一つは、この橋本先生がこれを使われたときに、学び方もきちんと指導していらっしゃると思います。それがいずれ灘高式勉強法になって、結びつくわけですが、先生方には学び方も教えてほしいと、特に国語なんかは非常に日本語であるんですが、それを何年も何年も勉強する意味というのはありますので、そういう意味で、国語の学び方というのはどういうことなのかということも、学び方として教えてほしいということを思います。

そして、先ほど横道にそれるということがありましたけれども、橋本先生は、この本の中に出てくる、例えば百人一首が出てくれば、百人一首を子どもたちに読ませたり、あるいはたこが出てくればたこ揚げを子どもたちにさせたりというように、常に横道にそれて、実体験、あるいは追体験をさせていらっしゃると思います。そういう意味で、学ぶということは本来楽しいことだということを子どもたちに体験を通してわからせていらっしゃると思います。そういう意味で、橋本先生から学ぶことは非常に多いというふうに思う。ですから、市内の先生方には、まずこれを読んでいただきたいと思えますし、橋本先生がお書きになったいわば最近数冊本が出ておりますので、そういったものも読んでいただきたいと思います。

最近どうもテレビに出られたようですけれども、特に90歳を超えて、もう間もなく100歳になんたとされる先生ですが、非常に魅力ある先生ですので、そうした先生の生き方をぜひ学んでいただきたいと思っております。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ありがとうございます。

今、郡上では、何か郡上出身の先生がどんどん少なくなっているようでありまして、郡上で先生を確保することが難しくなっているという話も聞きます。ですから魅力のある先生がどんどん出てきてほしいなというふうに思いますので、ぜひそういったことに力を注いでいただきたいとい

うふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（清水敏夫君） 森喜人君、ちょっとお待ちください。副市長から、発言訂正の申し出がありましたので、ちょっと許可しますので。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 先ほどの質問の中で、私地方公営企業法の一部適用の事業を病院事業と下水道と言ったということでございますので、水道事業でございますので、病院事業と水道事業を適用しているということでございますので、お願いします。

○3番（森 喜人君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 各位御苦労さまでした。これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたり御苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 3時45分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎

郡上市議会議員 古 川 文 雄